

令和2年度
男女共同参画推進施策に関する年次報告書



地域のちから推進部 区民参画推進課

目 次

1	年次報告書の作成にあたって	1
2	足立区男女共同参画推進委員会意見（総括）	1
3	男女共同参画推進委員会の役割	2
4	第7次足立区男女共同参画行動計画 体系図	3
5	令和元年度男女共同参画推進委員会 重点分野に対する委員会提言	5
	（1）取組みの方向性Ⅰ－1	
	「働くひと」と企業がともに輝くためのワーク・ライフ・バランスの推進	5
	（2）取組みの方向性Ⅲ－2 DV 被害者への支援体制の充実	8
6	男女共同参画推進委員の重点分野に対する主な意見	11
7	男女共同参画推進委員の各施策に対するその他の意見	12

資料編

資料1	第7次足立区男女共同参画行動計画 令和元年度実施状況調査票	16
資料2	第9期足立区男女共同参画推進委員会名簿	42

1 年次報告書の作成にあたって

足立区では、「足立区男女共同参画推進条例」第4条に基づき、平成30年6月に「第7次足立区男女共同参画行動計画（2018年（平成30年度）から2021年）」を策定し、男女共同参画に関する施策を推進しています。行動計画の実施状況調査は、行動計画に掲げた事業内容を明らかにし、その実効性を確認するために毎年度行っています。

この年次報告書は、令和元年度の実施状況と令和2年度における重点分野に対する、足立区男女共同参画推進委員会の意見を付して公表するものです。（「足立区男女共同参画推進条例」第11条）

区民の皆様をはじめ、関係機関、団体の方々のご理解とご協力のもと、引き続き行動計画を推進してまいります。

令和2年3月

2 足立区男女共同参画推進委員会意見（総括）

令和元年度の行動計画実施状況について（資料参照）

平成30年6月策定の「第7次足立区男女共同参画推進行動計画（2018年（平成30年度）から2021年（令和3年度）」に基づき、今年度も各事業の進捗状況把握の参考となるよう各所管の事業実績を調査しました。当委員会では、ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、特に「女性職員の昇任選考受験率向上（足立区役所内）」、「男性職員の育児への積極的参加促進（同）」、また、増加する外国人に対応するため「コールセンターにおける外国語対応」について、さらなる取り組みを進めていくべきと考えます。

令和2年度の重点分野について

令和2年度・第9期における当委員会では、「第7次男女共同参画行動計画（2018年（平成30年度）から2021年）」に基づく施策の実施状況について、2課題を重点テーマとして議論を深めました。

「取組みの方向性Ⅰ-1 「働くひと」と企業がともに輝くためのワーク・ライフ・バランスの推進」

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業にとって「働き方」が大きく転換期を迎えた年でありました。この機会に経営者と労働者の意識付けを改めて行い、よりよい未来のための施策を打ち出していきたいと考えます。

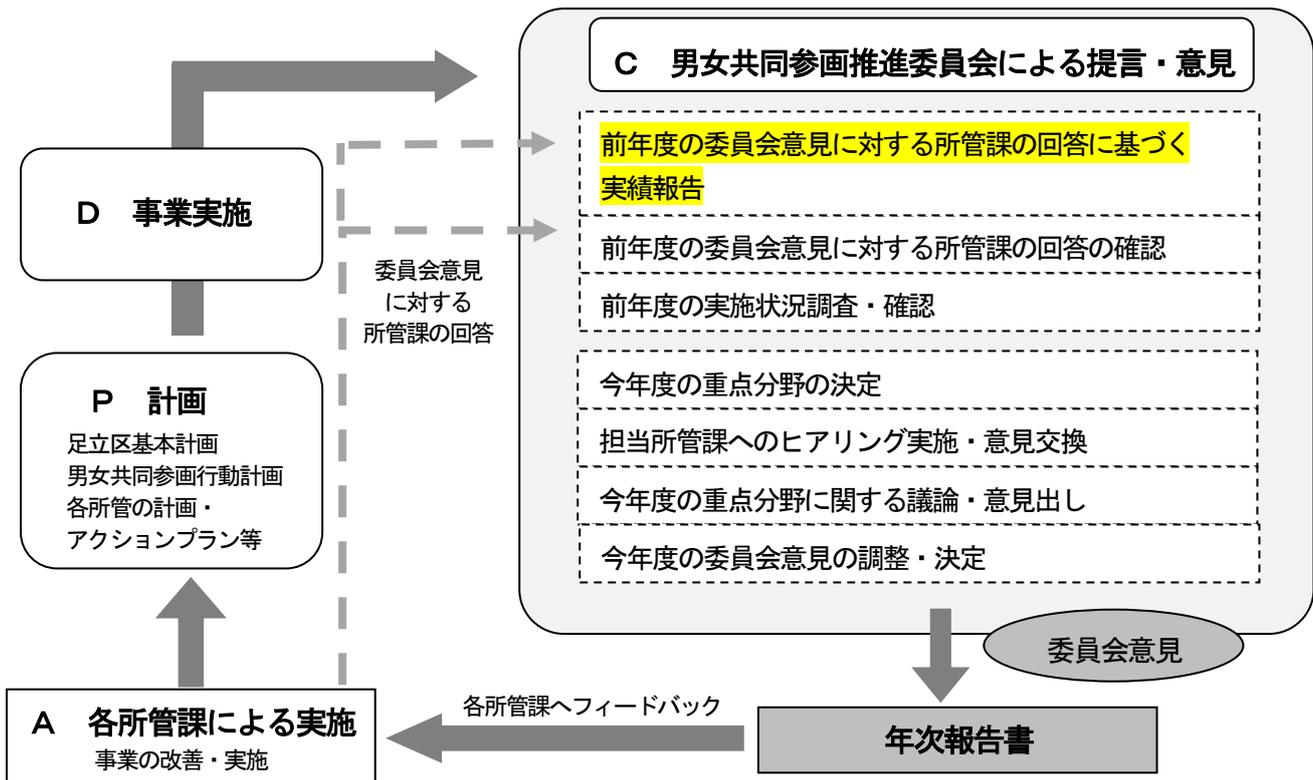
「取組みの方向性Ⅲ-2 DV被害者への支援体制の充実」

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、DV被害の増加や深刻化が懸念されています。表面化していない数多くのDV問題について、民間機関と連携していきながら、被害者の方のためのサポートを強化していただきたいと考えます。

3 男女共同参画推進委員会の役割

「第7次足立区男女共同参画行動計画」では、4つの基本目標を定め、これらの目標を達成するために、14の取組みの方向性、42の施策及びこれに関係する個別事業を掲げました（P3・4「体系図」参照）。施策及び個別事業ごとに設定した目標値を目指し、足立区の男女共同参画を総合的に推進してまいります。

足立区男女共同参画推進委員会では、行動計画の実施状況調査を毎年度実施し、各事業の進捗状況を確認し、検討を行っています。その結果を委員会意見として報告し、事業に活かすために各所管課へフィードバックすることで、足立区の男女共同参画推進におけるPDCAサイクルの一翼を担います。



令和2年度男女共同参画推進委員会 開催経過

会議	日時	主な内容
第1回	令和2年7月27日(月) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度委員会意見に対する所管課の回答確認 令和元年度実施状況の確認 令和2年度重点分野の抽出および意見交換
第2回	令和2年8月31日(月) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> 重点分野に関する議論 ヒアリングの内容等についての確認
第3回	令和2年9月24日(木) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> 担当所管課ヒアリング(中部福祉第二課・こども家庭支援課・区民参画支援課)
第4回	令和2年10月26日(月) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> 重点分野に関する議論
第5回	令和2年11月30日(月) 午後2時から4時まで	<ul style="list-style-type: none"> 重点分野に関する議論 令和2年度委員会意見の調整・決定

施 策	
①	企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進
②	「働くひと」へのワーク・ライフ・バランスの推進
③	女性のキャリア形成・再就職活動への支援
④	若年層へのライフデザイン教育の充実
⑤	企業、区民への多様な働き方の啓発
⑥	企業・区民への労働関連法令の情報提供
⑦	「働くひと」の育児・介護休暇取得促進
⑧	子育てや介護に関する協創
⑨	育児・介護施設及び施策等の充実
⑩	父親の子育てネットワークづくり支援
⑪	女性参画の啓発、関係機関への働きかけ
⑫	区役所内における女性の活躍推進
⑬	いじめ・虐待防止の啓発・取組み
⑭	学齢期からの社会的弱者への理解促進
⑮	性的マイノリティを含めた多様な価値観についての理解促進
⑯	こころとからだの健康増進
⑰	リプロダクティブヘルス＆ライフ（性と生殖に関する健康を守る権利）の啓発
⑱	区民の地域活動への参画促進およびボランティア・NPO等の人材育成
⑲	区内各種団体の協働・協創
⑳	区民の学習・自主活動・生きがいづくり等への支援
㉑	相談体制の充実、利用の促進
㉒	地域での声がけや見守りの促進
㉓	防災女性リーダーの育成・登用への支援
㉔	女性をはじめとする多様な経験や意見を生かした災害対策の推進
㉕	区民向けDV予防、早期発見等に関する啓発
㉖	学齢期からの発達段階に応じたデートDV予防等の啓発
㉗	職員対象のDV予防、早期発見等に関する啓発
㉘	相談体制の充実、利用の促進（DV）
㉙	関係機関相互の情報共有、連携体制の充実
㉚	DV被害者へのエンパワーメント（かづけ）
㉛	住宅確保、職業訓練、就労等に関する計画的な支援
㉜	安全・安心が確保された環境下での緩やかな仲間づくり
㉝	DV被害者の子どものケア
㉞	子どもの貧困に関する理解促進
㉟	支援の必要な子どもと保護者を相談窓口につなげる支援
㊱	関係機関相互の連携による子どもへの支援
㊲	子どもを支援するNPO・ボランティアの育成
㊳	子どもへの学習・芸術・スポーツ活動などの機会提供による自己肯定感の醸成
㊴	相談体制の充実、利用促進（ひとり親）
㊵	親子での体験機会創出
㊶	緩やかな仲間づくりによる孤立化の防止
㊷	ひとり親家庭への就労等の支援機関の活用と連携による自立促進

5 令和2年度男女共同参画推進委員会 重点分野に対する委員会提言

(1) 取組みの方向性Ⅰ-1

「働くひと」と企業がともに輝くためのワーク・ライフ・バランスの推進

委員会提言

- 区では、男女共同参画社会の実現のために様々な講座を実施している。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の状況の中では、対面での講座形式では参加人数にも限界がある。社会情勢を鑑み、講座の開催形式について対面以外の方法も取り入れるなど柔軟に対応していただきたい。
- 近年は、企業側にパワハラ防止やDV対策に対する取組みが求められている。そこで、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の選定にあたっては、パワハラ防止やDV対策への取組み状況を踏まえるよう、認定基準を見直していただきたい。

委員会提言に関する施策及び個別事業

施策1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標

成果指標名	2016(H28)年実績値	2021年目標値
ワーク・ライフ・バランス認定企業数	49社	60社

個別事業

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
1	継続	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	区内企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、審査基準に達した区内企業を認定し、広報・ハンドブック等で認定企業として紹介するなどして他の企業への取組み意欲を喚起します。認定を推進するため、認定を受けると、優遇制度が利用できるメリットを、電話やメールでの声かけや訪問を通じお知らせしていきます。 段階的な認定、部門別認定等、企業が取り組みやすいしくみを検討していきます。	区民参画推進課	
2	継続	ワーク・ライフ・バランス認定準備企業登録制度	社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家を無料で派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定に向けた支援を行います。制度の利用が認定への手続きの負担軽減に繋がることを声かけや訪問を通じ、お知らせしていきます。	区民参画推進課	
活動指標名			2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
架電・DMを送付したWLBを推進する従業員10人以上300人以下の企業(1,600社)の内、WLB準備登録・認定に関心をしめした企業への訪問等の働きかけをした件数			40件	42件	90件

5 令和2年度男女共同参画推進委員会 重点分野に対する委員会提言

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
3	拡充	ワーク・ライフ・バランス認定企業への優遇制度の充実	区契約の総合評価方式入札やプロポーザル等の評価項目における優遇、区施設の使用料減額、社内研修への講師派遣等を通し、ワーク・ライフ・バランス認定企業を支援します。今後、新たな支援メニューを検討します。	契約課 地域文化課 スポーツ振興課 区民参画推進課 企業経営支援課	
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値	2021年目標値
ワーク・ライフ・バランス認定企業応援サービスメニューの数			7個	7個	8個

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
4	継続	ワーク・ライフ・バランス専門家派遣事業	WLB推進認定企業および認定準備企業に対し、仕事の効率化やワーク・ライフ・バランスの環境整備、仕事と育児・介護の両立支援等のため、社会保険労務士や経営コンサルタントを派遣します。制度の利用をお知らせすることで企業のワーク・ライフ・バランスを推進していくことを目指していきます。	区民参画推進課	
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値	2021年目標値
ワーク・ライフ・バランス専門家派遣回数			15回	4回	20回

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
5	継続	中小企業支援施策（ワーク・ライフ・バランスを含む）に関する情報提供	区内事業所を訪問するマッチングクリエイターが、企業のニーズに合わせて、職場環境や経営改善等に資する有益な情報提供を行います。	中小企業支援課	
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値	2021年目標値
マッチングクリエイター事業所訪問件数			900件	1,392件	1,400件

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
6	継続	ワーク・ライフ・バランス経営改革セミナー	区内中小企業に対し、フレックスタイムやテレワーク等の柔軟な働き方に関するセミナーを開催します。職場環境の改善、従業員の意識啓発が円滑に進むような働きかけを行います。	区民参画推進課	
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値	2021年目標値
ワーク・ライフ・バランス経営改革セミナー案内企業数（参加企業数） ※2021年目標値は、従来の送付先に東京商工リサーチから抽出した企業の合算【従業員50人以上160人以下166社【2016 (H28) 年現在】を対象】			65社 (25社)	65社 (34社)	235社 (60社)

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
7	継続	労働関連セミナー	働き方改革等、ワーク・ライフ・バランス関連セミナーを開催します。職場環境の改善等をお伝えしていくことで、企業のワーク・ライフ・バランスが推進していくことを目指していきます。	区民参画推進課	
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値	2021年目標値
労働関連セミナー開催回数（参加人数）			2回 (25人)	2回 (25人)	2回 (30人)

施策2 「働くひと」へのワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標

成果指標名	2016(H28)年実績値	2021年目標値
仕事と仕事以外の生活の調和が取れているとする区民の割合	17.3%	37.3%

個別事業

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
8	継続	ワーク・ライフ・バランス啓発	個人個人のワーク・ライフ・バランスの理解と意識向上のため、区民まつりでの啓発（パネル展示とアンケート）を実施します。今後も職場環境の改善や意識啓発に役立つ情報をお知らせしていきます。	区民参画推進課	
		活動指標名	2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
		ワーク・ライフ・バランス啓発（イベント）開催回数（参加人数）	1回 (800人)	1回 (800人)	1回 (1,800人)
No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
9	継続	労働関連セミナー（再掲）	働き方改革等、ワーク・ライフ・バランス関連セミナーを開催します。職場環境の改善等をお伝えしていくことで、企業のワーク・ライフ・バランスが推進していくことを目指していきます。	区民参画推進課	
		活動指標名	2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
		労働関連セミナー開催回数（参加人数）	2回 (25人)	2回 (25人)	2回 (30人)
No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
10	継続	男性向けの意識改革講座	男性の働き方に焦点をあてた講座を行います。意識啓発に役立つ講座を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指していきます。	区民参画推進課	
		活動指標名	2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
		男性向けの意識改革講座開催回数（参加人数）	—	—	2回 (40人)
No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
11	継続	男性の子育て応援講座	父親同士が自然とつながれる機会を持てるよう、子育てに関する講座や料理講座を実施します。今後も充実した内容となるよう展開していきます。	住区推進課 区民参画推進課	
		活動指標名	2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
		男性の子育て応援講座開催回数（参加人数）	23回 (364人)	23回 (366人)	34回 (500人)
No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
12	新規	男女共同参画週間等にあわせて特集コーナーによる啓発事業	中央図書館や地域図書館において、男女共同参画週間（6月）とDV防止推進月間（11月）にあわせて関連図書の特集コーナーを企画することで、一般区民に情報提供していきます。	中央図書館	
		活動指標名	2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
		中央図書館や地域図書館の特集コーナーによる啓発事業の回数	—	—	30回 (2回×15館)

(2) 取組みの方向性 Ⅲ-2 DV被害者の支援体制の充実

委員会提言

- DVに関する問題で表立って見えるものは、氷山の一角に過ぎない。また、DV被害に遭っている被害者がどこに相談してよいものかも分かりづらい。
そこで、潜在化しがちなDVの問題に対して行政側がアウトリーチを行い、少しでも多くのDV被害に遭われている被害者の方のためにサポートを強化していきたい。
- 区で実施しているDV相談をそこで完結するのではなく、民間機関と連携を行うなど横の広がりを持たせることで、包括的なDV防止体制を築いていただきたい。
- デートDVに関しては、中学生・高校生の理解が進んでいない。例えば教育機関と連携して、デートDVに特化した講座を実施するなどして、中学生・高校生向けの周知・啓発に重点を置いていただきたい。

委員会提言に関する施策及び個別事業

施策28 相談体制の充実、利用の促進 (DV)

成果指標

成果指標名	2016(H28)年実績値	2021年目標値
DVに関する区の相談機関を知っている区民の割合	36.9%	46.9%

個別事業

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
1	継続	区民相談事業（再掲）	区職員、行政書士による一般相談を実施します。また、専門相談員による相談（法律、税務、人権身の上、行政、不動産、社会保険・労務、登記）も実施します。さらに、7士業（行政書士・司法書士・社会保険労務士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・弁護士）による出張区民相談を支援します。	区民の声相談課	
活動指標名			2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
一般相談の受付件数 （電話、面接相談・予約不要）			11,000件	10,051件	11,000件
専門相談の受付件数 （面接相談のみ・予約制）			3,030件	2,695件	3,030件
士業による出張区民相談の受付件数 （7士業の活動支援）			72件	59件	100件

5 令和2年度男女共同参画推進委員会 重点分野に対する委員会提言

No	展開	事業名	事業の内容	所管課
2	継続	女性相談（DV相談）	DVに関する女性からの相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げていきます。相談は無料で、保育付きです。また、足立区や東京都等が実施している関連事業の情報を提供します。今後は、より気軽に利用して頂けるように広報していきます。	区民参画推進課
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値
女性相談（DV件数）			500件	464件
				2021年目標値
				500件

No	展開	事業名	事業の内容	所管課
3	継続	男性DV電話相談	男性がDV被害を相談できる場所として、平成29年度から男性電話相談を実施しています。今後は気軽に利用していただけるように、広報していきます。	区民参画推進課
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値
男性DV電話相談件数			—	—
				2021年目標値
				10件

No	展開	事業名	事業の内容	所管課
4	継続	面接相談	婦人相談員や母子父子自立支援員等が、DV被害に関する必要な相談や援助を行います。また、DV被害者が一時保護を受けたあと、生活に不安がある方に対して、自立への支援を行います。	足立福祉事務所各福祉課
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値
婦人相談員・母子父子自立支援員による面接相談件数			実施	656件
				2021年目標値
				600件

No	展開	事業名	事業の内容	所管課
5	継続	経済支援の相談（IV-2の再掲）	ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行います。	足立福祉事務所各福祉課
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値
ひとり親世帯からの生活相談件数（延べ）			実施	342件
				2021年目標値
				300件

No	展開	事業名	事業の内容	所管課
6	継続	区職員対象研修（再掲）	各種窓口等において、状況に応じて適切な支援が行えるよう、DVに関する知識の普及と意識向上のために、職務関係者を対象とした研修を実施します。今後は、実務研修と連動させる等、窓口での適切な対応を目指しより効果的な内容で実施します。	区民参画推進課
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値
区職員対象研修参加人数			129人	129人
				2021年目標値
				150人

No	展開	事業名	事業の内容	所管課
7	継続	こころといのちの相談支援事業	女性が抱えがちな悩み（こころ・子育て・介護・DV等）の相談先を記した相談窓口一覧カードを作成。庁舎内各窓口や女性個室トイレ等に設置して相談窓口の周知を図っています。	こころとからだの健康づくり課
活動指標名			2016 (H28) 年目標値	2016 (H28) 実績値
相談窓口一覧カード配布枚数			4,000枚	4,000枚
				2021年目標値
				計画策定中のため検討中

施策29 関係機関相互の情報共有、連携体制の充実

成果指標

成果指標名	2016(H28)年実績値	2021年目標値
①警察や関係機関と連携した件数	167件	200件
②緊急避難施設を案内した件数	57件	60件

個別事業

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
8	継続	配偶者暴力対策基本計画推進会議	DV対策やDV被害者支援のため、庁内関係課で組織します。計画の進行管理や各所管の施策の情報共有を行い、関係機関相互に連携と対策の推進を図ります。今後もより密な庁内連携を図り、DV被害の防止に取り組みます。	区民参画推進課	
活動指標名			2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
配偶者暴力対策基本計画推進会議開催回数			2回	2回	2回

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
9	継続	配偶者暴力対策庁外連絡会	警察や民間団体等関係機関と連携し、DV被害者の支援が円滑に進むよう事例検討や情報共有を行います。連絡会での事例検討などを生かし、被害者毎に適した支援が出来るように連携・協力をしています。	東部福祉課	
活動指標名			2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
配偶者暴力対策庁外連絡会開催回数			2回	2回	2回

No	展開	事業名	事業の内容	所管課	
10	拡充	生活困窮者自立支援事業(DV関連)	様々な課題を抱えた方からの相談を受け寄り添い支援を行いながら、就労・家計・家族関係・こころや健康等の複数・複雑な問題に、ハローワーク・保健師・弁護士等の専門家と連携して、総合的に対応しています。支援を必要とする方の早期発見・支援につながるよう、区内の関係機関・団体・事業者と連携した気づきのネットワークを広げることで、相談機能を充実させていきます。	くらしとしごとの相談センター	
活動指標名			2016(H28)年目標値	2016(H28)実績値	2021年目標値
DV関連相談件数			35件	36件	35件

6 男女共同参画推進委員の重点分野に対する主な意見

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

～ワーク・ライフ・バランス推進～

■取組みの方向性Ⅰ-1 「働くひと」と企業がともに輝くためのワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス

- ・利益を落とさずに、ワーク・ライフ・バランスを進められるというところを、中小企業のモデルとして育てていくことが重要である。
- ・足立区は中小企業が多いので、足立区なりの働き方のモデルみたいなものを示すことができるとうい。
- ・ワーク・ライフ・バランス推進認定企業になった後に認定企業同士で、ワーク・ライフ・バランスへの取組みを意見交換できる場を行政で設けることも必要である。

講座

- ・コロナ禍においては、内容が良くても、なかなか参加しづらい方が大勢いる。例えば、ライブで配信を行ったり、アーカイブなどでホームページに掲載するなどして、講座に参加できるような形式があると、参加人数も増えるのではないかな。
- ・同時にワーク・ライフ・バランス推進認定企業の方にも見てもらうようにすることで、今後のワーク・ライフ・バランスへの取組み内容も充実していくのではないかな。

基本目標Ⅲ DV等の暴力の根絶と支援体制の充実

【足立区配偶者暴力対策基本計画】

■取組みの方向性Ⅲ-2 DV 被害者への支援体制の充実

DV

- ・DV問題を考えるうえにおいて、加害者の視点に立った支援も必要ではないかな。加害者になってしまったのは、その人の性格傾向、病気など何らかの背景がある。加害者を一方的に悪者にして、孤立化させるのではなく、なぜDVに至ってしまったのか、それはどういったことが背景となっているのかを振り返ることで、負の連鎖を断ち切ることができるのではないかな。
- ・性教育自体を見直していかないと、性被害を受ける子は増えていくのではないかな。性について、オープンに話せるような親子関係を築いていくことも重要であるが、包括的な教育体制が必要であると感じる。
- ・DV相談について、メールやLINEなどのツールを取り入れていけば、敷居が低くなるので、取り入れていくとういのではないかな。

デートDV

- ・性的同意から見たデートDVという視点を入れて、性教育を自治体で取り入れたらどうか。
- ・デートDVという表現自体も分かりづらいうので、さらなる普及啓発を進めていってほしい。

7 男女共同参画推進委員の各施策に対するその他の意見

基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進

～ワーク・ライフ・バランス推進～

■取組みの方向性Ⅰ-1 「働くひと」と企業がともに輝くためのワーク・ライフ・バランスの推進

- ・足立区として、ワーク・ライフ・バランス推進認定企業や準備企業に対して、働き方のバリエーションを提示し、整備する等支援できるとよい。

■取組みの方向性Ⅰ-2 女性活躍のための環境整備

- ・国は、2020年30%目標（2020までに管理職、指導的・管理的な地位にいる女性の割合を30%にする）を掲げたが、現在15%弱と、先進国中最低水準である。仕事に対する評価や対価が正当ではない。この部分については自治体レベルから、水準を上げていくよう努めていかなければならない。

基本目標Ⅱ 各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

■取組みの方向性Ⅱ-1 人権を尊重する社会の醸成

- ・性的マイノリティへの理解について、改めて人権問題の一つとして捉え、区民の方への周知啓発を実施していき、性的指向や性自認に関して、理解が進んでいく社会を区全体で取り組んでほしい。

■取組みの方向性Ⅱ-4 全世代における孤立の防止

- ・コロナ禍で介護サービス等が休業してしまうと、ひとり暮らしの高齢者が孤立が増長されてしまうのではないかと不安がある。

基本目標Ⅲ DV等の暴力の根絶と支援体制の充実

【足立区配偶者暴力対策基本計画】

■取組みの方向性Ⅲ-1 暴力の未然防止と早期発見に向けた土壌づくり

- ・被害者本人が、DVということを認識していない。言葉の暴力は、DVと認識していない。暴力を受けて当たり前ではない、ということを学校でも教育していく必要がある。

基本目標Ⅳ 生活に困難さを抱える家庭の子どもと保護者への支援

～特にひとり親家庭への支援

■取組みの方向性Ⅳ-2 貧困の連鎖の回避のためのひとり親家庭への日常生活支援

- ・コロナ禍により、虐待、貧困、失業等が顕在化している。影響を受けやすいシングルマザー、ひとり暮らしの高齢者、ネグレクトやニート、ひきこもり等の人が孤立しないように注意を払っておくことが必要である。

資料編

資料1 第7次足立区男女共同参画行動計画 令和元年度実施状況調査票

資料2 第9期足立区男女共同参画推進委員会名簿

資料1 第7次足立区男女共同参画行動計画 令和元年度実施状況調査票

【基本目標 I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性 I・1 「働くひと」と企業がともに輝くためのワーク・ライフ・バランスの推進	施策1 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	1	継続	ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度	区内企業におけるワーク・ライフ・バランスを推進するため、審査基準に達した区内企業を認定し、広報・ハンドブック等で認定企業として紹介するなどして他の企業への取組み意欲を喚起します。認定を推進するため、認定を受けると、優遇制度が利用できるメリットを、電話やメールでの声かけや訪問を通じお知らせしていきます。段階的な認定、部門別認定等、企業が取り組みやすいしくみを検討していきます。	架電・DMを送付したWLBを推進する従業員10人以上300人以下の企業(約1,600社)の内、WLB準備登録・認定に関心を示した企業へ訪問等の働きかけをした件数	多くの企業が取り組みやすくなるような抜本的な制度見直しを行い、新制度での企業募集を行った。法人会、商工会議所、東京中小企業家同友会足立支部等の産業界の関係団体の会合で説明するなど、延べ410件の働きかけを行った。	410件	新認定制度が多くの企業に知れ渡るよう、新たにWLB推進企業リーフレットを作成し、制度周知の強化を図る。また、引き続きあだち成和信用金庫、法人会、商工会議所等の産業界の関係団体に幅広く周知し、申請を促していく。	450件	90件	A	区民参画推進課
		2	継続	ワーク・ライフ・バランス認定準備企業登録制度	社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家を無料で派遣し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定に向けた支援を行います。制度の利用が認定への手続きの負担軽減に繋がるとを声かけや訪問を通じ、お知らせしていきます。	ワーク・ライフ・バランス認定企業支援サービスメニューの数	区契約の総合評価方式入札やプロポーザル等の評価項目における優遇、区施設の利用率減額などの既存のサービスのほか、足立成和信用金庫の一般事業資金の金利優遇措置や、新任者向けビジネスマナー研修を、新たな応援サービスメニューとして導入した。	13個	【区民参画推進課】ワーク・ライフ・バランス認定企業が必要とするメニューについて、企業のニーズを把握しながら新たなメニューの導入を検討していく。 ※計画最終年度目標値は上方修正する予定。	13個	8個	A	区民参画推進課・契約課・地域文化課・スポーツ振興課・企業経営支援課
		3	拡充	ワーク・ライフ・バランス認定企業への優遇制度の充実	区契約の総合評価方式入札やプロポーザル等の評価項目における優遇、区施設の利用率減額、社内研修への講師派遣等を通じ、ワーク・ライフ・バランス認定企業を支援します。今後、新たな支援メニューを検討します。	ワーク・ライフ・バランス専門家派遣回数	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業が2回(1社)、新たに認定準備企業に登録した企業が2回(1社)の合計4回(2社)、社会保険労務士を派遣し、就業規則等の準備を行い、ワーク・ライフ・バランス推進に寄与した。	4回	社会保険労務士と専属契約を結ぶ企業が多くなっているため、施策の必要度は決して高くはないが、自社で契約することができない企業もあるため、その面では必要な施策といえる。また、セカンドオピニオンの活用についても周知していく。	10回	20回	D	区民参画推進課
		4	継続	ワーク・ライフ・バランス専門家派遣事業	WLB推進認定企業および認定準備企業に対し、仕事の効率化やワーク・ライフ・バランスの環境整備、仕事と育児・介護の両立支援等のため、社会保険労務士や経営コンサルタントを派遣します。制度の利用をお知らせすることで企業のワーク・ライフ・バランスを推進していくことを目指していきます。	マッチングクリエイター事業所訪問件数	受発注相談及び各種支援事業の紹介、フォローを中心に積極的に企業訪問を行い、昨年度を上回る実績となった。	1,648件	受発注あつせん相談、各種支援事業の紹介、フォロー、経営相談を中心に区内企業の訪問を行い、目標達成に向け取り組む。	1,500件	1,400件	A	企業経営支援課
		5	継続	中小企業支援施策(ワーク・ライフ・バランスを含む)に関する情報提供	区内事業所を訪問するマッチングクリエイターが、企業のニーズに合わせて、職場環境や経営改善等に資する有益な情報提供を行います。	ワーク・ライフ・バランス経営改革セミナー案内企業数(参加企業数) ※2021年目標値は、従来の送付先に東京商工リサーチから抽出した企業の合算【従業員50人以上160人以下166社【2016(H28)年現在】を対象】	WLB認定企業57社および東京商工リサーチ抽出企業256社に対するDM案内、足立成和信用金庫・東京中小企業家同友会・日本政策金融公庫による周知協力により、8社(12名)の参加があった。	313社(8社)	WLB認定企業および東京商工リサーチ抽出企業等に対するDM案内を行い、足立成和信用金庫・東京中小企業家同友会等の関係団体へ周知協力を行う。	235社(30社)	235社(60社)	A(E)	区民参画推進課
		6	継続	ワーク・ライフ・バランス経営改革セミナー	区内中小企業に対し、フレックスタイムやテレワーク等の柔軟な働き方に関するセミナーを開催します。職場環境の改善、従業員の意識啓発が円滑に進むような働きかけを行っていきます。	労働関連セミナー開催回数(参加人数)	職場のハラスメント対策や人事考課の基本、女性活躍推進法およびパワハラ防止法のポイントについて、企業経営者向けのセミナーを実施した。	2回(43人)	①一般事業主行動計画の作り方のコツについて(7月開催予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ②1月頃開催予定	2回(30人)	2回(30人)	A(A)	区民参画推進課
		7	継続	労働関連セミナー	働き方改革等、ワーク・ライフ・バランス関連セミナーを開催します。職場環境の改善等をお伝えしていくことで、企業のワーク・ライフ・バランスを推進していきます。	ワーク・ライフ・バランス啓発(イベント)開催回数(参加人数)	A-festa(区民まつり)にてワーク・ライフ・バランス啓発ブースを出展し、認定企業の紹介やWLBクイズを行う予定であったが、天候不良により中止になった。	0回(0人)	A-festa(区民まつり)にてワーク・ライフ・バランス啓発ブースを出展し、認定企業の紹介やアンケートを実施し、ワーク・ライフ・バランスの啓発および意識の高まり度合を捕捉していく。	1回(1,800人)	1回(1,800人)	実施なし	区民参画推進課
		8	継続	ワーク・ライフ・バランス啓発	個人個人のワーク・ライフ・バランスの理解と意識向上のため、区民まつりでの啓発(パネル展示とアンケート)を実施します。今後も職場環境の改善や意識啓発に役立つ情報をお知らせしていきます。								

【基本目標I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
「働くひと」へのワーク・ライフ・バランスの推進	施策2	9	継続	労働関連セミナー(再掲)	働き方改革等、ワーク・ライフ・バランス関連セミナーを開催します。職場環境の改善等をお伝えしていくことで、企業のワーク・ライフ・バランスを推進していきます。	労働関連セミナー開催回数(参加人数)	職場のハラスメント対策や人事考課の基本、女性活躍推進法およびパワハラ防止法のポイントについて、企業経営者向けのセミナーを実施した。	2回 (43人)	①一般事業主行動計画の作り方のコツについて(7月開催予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ②1月頃開催予定	2回 (30人)	2回 (30人)	A (A)	区民参画推進課
		10	新規	男性向けの意識改革講座	男性の働き方に焦点をあてた講座を行います。意識啓発に役立つ講座を行うことで、ワーク・ライフ・バランスの推進を目指していきます。	男性向けの意識改革講座開催回数(参加人数)	家事シェア講座やビジネススキルアップ講座を行い、業務の効率化と家事参加を図るための具体的な方法を通して、ワーク・ライフ・バランスの啓発を図った。満足度の高い講座となった。	2回 (26人)	①もっと家族がハッピーに！今日から家事シェア(9/12開催予定) ②50歳からのキャリアデザイン(11月開催予定)	2回 (30人)	2回 (40人)	A (B)	区民参画推進課
		11	継続	男性の子育て応援講座	父親同士が自然とつながれる機会を持てるよう、子育てに関する講座や料理講座を実施します。今後も充実した内容となるよう展開していきます。	男性の子育て応援講座開催回数(参加人数)	子育てサロンでは、土日開室しているところを中心に、イクメン講座を実施し、男性の参加を促してきた。ベビーマッサージやベビーダンスに加えて、救急救命や防災講座を実施したところ、多くの父親が参加した。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、3月2日から休室としたため、その後の予定していたイクメン講座も中止とした。	8か所29回(参加者816名内男性187名)	新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中で、子育てサロンの講座は休止状態である。当面、人が集まる講座の実施が見込めず、下半期に規模を縮小するなどして開催していく。	未定 (新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取組再開が未定のため)	34回 (500人)	A (A)	住区推進課・区民参画推進課
		12	新規	男女共同参画週間等に合わせた特集コーナーによる啓発事業	中央図書館や地域図書館において、男女共同参画週間(6月)とDV防止推進月間(11月)に合わせて関連図書の特集コーナーを企画することで、一般区民に情報提供していきます。	中央図書館や地域図書館の特集コーナーによる啓発事業の回数	事業開始前に特集時期を周知し、該当月に概ね各図書館が特集コーナーを企画し、事業の啓発を行った。	30回	男女共同参画週間(6月)とDV防止推進月間(11月)に合わせて、中央図書館と各地域図書館が独自の図書を通じた特集コーナーを企画・連携を図る。※伊興図書館は7月まで改築のため、休館。鹿浜図書館は9月から改築のため、休館。佐野図書館は9月から12月まで、休館。	27回	30回 (2回×15館)	A	中央図書館
取組みの方向性1・2 女性活躍のための環境整備		1	新規	女性向け就労セミナー	再就職や転職を目指している女性が、就職活動に当たり必要なノウハウを身につけ、今後の求職活動に役立てるためのセミナーを開催します。	女性向け就労セミナー開催回数(参加人数)	東京都しごとセンターと共催で、女性の再就職支援の連続5日講座を開催した。講座後希望者は企業へ職場体験をすることもでき、再就職活動の具体的な一歩となった。また、子ども施設整備課との連携で、保育に関する再就職セミナーを3回行った。	8回 (120人)	マザーズハローワーク日暮里と連携して、女性の再就職に向けて①「概念編」②「実践編」に分けて講座を行い、自分に合った働き方を見つめ直した上で、就職につながる面接などについて講義し、求職活動に役立てることを目的とする。	2回 (40人)	2回 (40人)	A (A)	区民参画推進課
		2	新規	スキルアップ就職マッチング事業	就職を希望する区内求職者に情報提供やスキルアップセミナーを実施したうえで、求人企業と結びつける事業。女性や若者の参加を推進していきます。	スキルアップ就職マッチング事業の参加求職者数	短期のスキルアップセミナーやキャリアカウンセリングを経て、求職者と企業とをマッチングにより結びつけた。	45人	令和2年度については、実施予定なし。		45人	A	企業経営支援課
		3	継続	経営相談(女性のための起業・経営相談)	起業を目指す方や経営者を対象に相談できる窓口において、専門の相談員がご相談を受けます。女性のさらなる活躍を促進するため、創業を目指す女性が相談しやすい環境づくりに取り組みと共他他のセミナー等との連携を通じて女性の社会進出を支援していきます。	女性のための経営相談件数	本庁舎南館4階において、経営相談を実施した。	67件	令和2年度も本庁舎南館4階において、経営相談を継続する。	70件	60件	A	企業経営支援課
		4	継続	ひとり親家庭就労支援事業(IV-2の再掲)	就労に役立つ資格取得のための助成、ハローワークと連携した就労支援を行います。また、就職・転職セミナーやパソコン教室を実施するほか、ひとり親家庭を対象とした就労支援制度に関する情報をまとめた冊子を作成し、配布します。	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用して就労した人数	就職や転職、資格取得を目指すひとり親が利用できる制度等を紹介するセミナー・講座やレベルに応じて受講できるパソコン講座を計10回・保育付きで実施した。	25人	改訂した「しごととしかくの応援ブック」を活用したセミナーやパソコン講座等を、子育て世帯のひとり親家庭も参加しやすい日程・保育付きで年10回程度実施する。	25人	50人	C	親子支援課

【基本目標 I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A: 目標に対して80%以上 B: 目標の60～80%未満 C: 目標の40～60%未満 D: 目標の20～40%未満 E: 目標の20%未満 ×: 実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
施策3 女性のキャリア形成・再就職活動への支援		5	継続	保育再就職セミナー	区内の潜在保育士・看護師を対象に、再就職に向けたセミナーを開催します。また、参加者には、区内の見学可能な民営保育施設の案内や、区内保育施設に再就職した際に費用の一部を補助するなど、保育職場への復帰を促す取り組みを実施します。さらに、ハローワーク足立や東京都保育人材・保育所支援センターと連携した就職相談会も行います。	保育再就職セミナー実施回数(就職に繋がった人数)	潜在保育士向けの保育再就職セミナーを3回実施し、延べ25人が参加した。参加者のうち、4人がパートタイムまたはフルタイムで区内保育施設に就職した。また、ハローワーク足立と共催で「保育のお仕事就職・面接相談会」を2回実施した。合計41社の法人が出展し、述べ66人が参加した。そのうち16人が就職を決めた。	保育再就職セミナー及び保育のお仕事就職面接・相談会実施回数(就職に繋がった人数) 5回 (20人)	令和2年度は、新たな取り組みとして、「保育再就職セミナー」と「保育のお仕事就職面接・相談会」を同日に開催する。セミナー参加後に、即時で就職面接・相談ができるため、参加者にも事業者にもメリットがある。既存事業よりも実効性の高い就労支援・採用支援を目指す。10月・12月に1回ずつ開催する予定。	50人/1回	5回 (20人)	A (A)	子ども施設整備課
		6	継続	子ども預かり・送迎支援事業(I-3の再掲)	小学生までの子育てをしている家庭を対象に、ご自宅またはホームサポーター宅で、一時的な預かりや送迎などの支援を実施しています。引き続き、実施していきます。	サービス提供件数	サポーター養成講座の受講者を増やすためPRチラシを作成し、広報活動にも注力した。所定の研修の受講有無によって、委託料を段階的に設定し、サポーターの質向上に向けた取組を実施した。	20,158件	引き続き、サポートの質向上及びサポーターの増加につながるよう事業者との協働により取り組んでいく。	25,000件	40,111件	C	こども家庭支援課
		7	継続	ファミリー・サポート・センター事業(I-3の再掲)	子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)による相互援助活動を支援しています。提供会員が、子どもの預かりや保育施設等への送迎などの援助を行っています。引き続き実施していきます。	サービス提供件数	社会福祉協議会への委託事業。継続実施。	8,981件	継続実施。	10,000件	12,000件	B	こども家庭支援課
		8	拡充	保育施設の整備	「足立区待機児童解消アクション・プラン」の施設整備計画に基づき保育施設の新規整備や既存施設の定員拡大を進めることにより、女性が安心して育児や介護ができる環境を整えます。	保育施設整備数(認可保育所・認証保育所・小規模保育の新規整備数) ※1 足立区待機児童解消アクション・プラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づき2017年度(平成29年度)～2019年度の整備予定数の合計を掲載 待機児童数(【】参照)(翌年度4月1日現在の待機児童数) ※2 足立区待機児童解消アクション・プラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づき2020年4月1日現在の目標値を掲載 待機児童率(<>参照)(待機児童数を保育需要数(※3)で除したもの) ※3 各保育施設等の利用児童数に待機児童数を加えたもの	令和元年8月に改定したアクション・プランに基づき、認可保育所21ヶ所、認証保育所2ヶ所、小規模保育1ヶ所の整備を行った。これにより、令和2年4月の保育定員数は前年比1,676人増の16,929人となり、待機児童数は前年比120人減の3人と、目標にわずかに届かなかったものの、ほぼ解消した。	53施設 【3人】 <0.02%>	令和元年8月に改定したアクション・プランに基づき、新築の大規模マンションに小規模保育1施設(定員19人分)を新規整備し、局地的な保育需要の増加に対応し、待機児童解消・維持を目指す。	54施設 【0人】 <0%>	59施設(※1) 【0人】(※2) <0%>	A 【A】 <A>	待機児童ゼロ対策担当課
		9	拡充	学童保育室運営事業	保護者の就労や病気等により、放課後、子どもを保育できない家庭の小学生を保育し、児童の健全育成を図ります。	学童保育室設置室数(待機児童数)※待機児童数は4月1日現在(待機児童率)※待機児童数÷入室申請書数	学童保育需要の増に対応するため、定員の弾力化等により定員増(30人)を行ったほか、「放課後すこし方ガイド」等により、学童保育以外の放課後等の居場所について、情報提供を行った。また、地区における学童保育室のニーズにあった整備を実現するため「足立区学童保育室整備計画」を策定した。加えて令和2年4月開設の学童保育室3室の公募を行い、110名の定員増(定数弾力化適用後の受け入れ可能数は121名増)を図った。	114室 (342名) (6.4%)	特に待機児童の多い3地域を対象に、令和3年度の新規開設(3室)に向けて、民設学童保育室の公募を行う。今後、地域における学童保育室の将来需要の見直しにより、実績を踏まえた学童保育室の整備を図る。	117室 (158名) (3.0%)	117室 (0人) (0%)	A	住区推進課

【基本目標I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
若年層へのライフデザイン教育の充実	施策4	10	継続	一時保育	保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたいとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず一時的に保育施設で預かります。2016年度(平成28年度)は区立認可保育所18か所、私立認可保育所4か所、小規模保育施設21か所、認証保育所40か所にて実施しました。今後も、新規園の整備に合わせて、実施を検討していきます。	(一時保育)実施施設数 ※新規施設の整備数に連動するため、足立区待機児童解消アクション・プラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づく2017年度(平成29年度)～2019年度の整備予定数をもとに算定。	保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたいとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず一時的に保育施設で預かります。2019年度(令和元年度)は、区立認可保育所14か所、私立認可保育所8か所、小規模保育施設22か所、認証保育所31か所にて実施した。	75施設	保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたいとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず一時的に保育施設で預かります。2020年度(令和2年度)は区立認可保育所14か所、私立認可保育園7か所、小規模保育施設22か所、認証保育所31か所にて実施する。	74施設	86施設(※)	A	子ども施設整備課 子ども施設運営課 子ども施設入園課
		11	拡充	延長保育	勤務時間や通勤時間の都合で午前7時30分以前や午後6時30分以後の保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しています。2016年度(平成28年度)は区立園19か所、私立園52か所にて実施しました。新規園の整備や区立園の民営化の際に、ニーズを踏まえつつ、実施園を増やしていきます。	(延長保育)実施園数 ※新規施設の整備数に連動するため、足立区待機児童解消アクションプラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づく2017年度(平成29年度)～2019年度の整備予定数をもとに算定。	勤務時間や通勤時間の都合で午前7時30分以前や午後6時30分以後の保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しました。2019年度(令和元年度)は、区立認可保育所23か所(区立認可保育所6か所、公設民営保育所17か所)、私立認可保育所92か所等延長保育を実施した。	115園	勤務時間や通勤時間の都合で午前7時30分以前や午後6時30分以後の保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施します。2020年度(令和2年度)は、区立保育所23か所(区立認可保育所6か所、公設民営保育所17か所)、私立認可保育所112か所等延長保育を実施する。	135園	130園(※)	A	子ども施設整備課 子ども施設運営課
		12	継続	病後児保育	病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った児童について、保護者の就労等で保育の必要がある場合、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて無理なく体力を取り戻せるよう、子どもの立場に立った保育を実施します。区立園1か所、私立園1か所等実施しています。	(病後児保育)実施施設数	病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った児童について、保護者の就労等で保育の必要がある場合、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて無理なく体力を取り戻せるよう、子どもの立場に立った保育を実施した。2019年度(令和元年度)は、区立認可保育所1か所(あやせ保育園病後児保育室すくすくルーム)、私立認可保育所1か所(西新井きらきら保育園内病後児保育室げんき)で実施した。	2施設	病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った児童について、保護者の就労等で保育の必要がある場合、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて無理なく体力を取り戻せるよう、子どもの立場に立った保育を実施する。区立認可保育所1か所(あやせ保育園病後児保育室すくすくルーム)、私立認可保育所1か所(西新井きらきら保育園内病後児保育室げんき)で実施する。	2施設	2施設	A	子ども施設整備課 子ども施設運営課
		13	新規	病児保育	病気の治療中であり集団保育が困難であるが、症状は安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した場合に保育を実施します。今後、病児保育の実施に向け、検討を進めていきます。	(病児保育)実施施設数	病気の治療中であり集団保育が困難であるが、症状は安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した場合に保育を実施した。	1施設	病気の治療中であり集団保育が困難であるが、症状は安定していて入院治療の必要はないと医師が判断した場合に保育を実施する。	1施設	1施設	A	子ども政策課 子ども施設運営課
	施策5 企業、区民への	14	新規	ワーク・ライフ・バランス啓発出前講座	区内高校・大学等を対象として、平成30年度から若年層へのワーク・ライフ・バランスの理解促進のため、出前講座を実施します。誰もが社会生活を円滑に送れることを目指していきます。将来的には、3年に1回程度実施していきます。	ワーク・ライフ・バランス啓発出前講座実施校数	開始して、2年目となったが、デートDVやLGBTの需要が高く、区内高校等からの出前講座の申請がなく、実績はなかった。	0校	出前講座の実施に向けて、引き続き区内高校等への案内を行い、様々な機会をとらえて周知拡大を図り、実施につなげていく。	3校	5校	実施なし	区民参画推進課
				区内中小企業人材確保支援事業	人材不足解消のための企業向け相談やコンサルティングなどを内容とする事業。区内企業の良さを知らせてもらうため、区内の高校等において職業人講話や企業見学等を実施します。	職業人講話や企業見学の実施校数(実数)	区内高校の特別授業に区内企業で実際に働く方を講師として派遣した。また、企業見学を希望する生徒に区内企業での見学を実施した。しかし、見学、授業ともに、3月に予定していたものは新型コロナウイルスの影響で中止となった。	1校	引き続き、高校に授業実施、企業見学について周知し、実施していく。	4校	4校	D	企業経営支援課
		16	継続	ワーク・ライフ・バランス経営改革セミナー(再掲)	区内中小企業に対し、フレックスタイムやテレワーク等の柔軟な働き方に関するセミナーを開催します。職場環境の改善、従業員の意識啓発が円滑に進むような働きかけを行っていきます。	ワーク・ライフ・バランス経営改革セミナー案内企業数(参加企業数) ※2021年目標値は、従来の送付先に東京商工リサーチから抽出した企業の合算【従業員50人以上160人以下166社【2016(H28)年現在】を対象】	WLB認定企業57社および東京商工リサーチ抽出企業256社に対するDM案内、足立成和信用金庫・東京中小企業家同友会・日本政策金融公庫による周知協力により、8社(12名)の参加があった。	313社(8社)	WLB認定企業および東京商工リサーチ抽出企業等に対するDM案内を行い、足立成和信用金庫・東京中小企業家同友会等の関係団体へ周知協力を行う。	235社(30社)	235社(60社)	A(E)	区民参画推進課

【基本目標I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
	多様な働き方の啓発	17	継続	ワーク・ライフ・バランス啓発(再掲)	個人個人のワーク・ライフ・バランスの理解と意識向上のため、区民まつりでの啓発を実施します。今後も職場環境の改善や意識啓発に役立つ情報をお知らせしていきます。	ワーク・ライフ・バランス啓発(イベント)開催回数(参加人数)	A-festa(区民まつり)にてワーク・ライフ・バランス啓発ブースを出展し、認定企業の紹介やWLBクイズを行う予定であったが、天候不良により中止になった。	0回 (0人)	A-festa(区民まつり)にてワーク・ライフ・バランス啓発ブースを出展し、認定企業の紹介やアンケートを実施し、ワーク・ライフ・バランスの啓発および意識の高まり度合を捕捉していく。	1回 (1800人)	1回 (1,800人)	実施なし	区民参画推進課
	施策6 企業、区民への労働関連法令の 情報提供	1	継続	労働関連セミナー(再掲)	働き方改革等、ワーク・ライフ・バランス関連セミナーを開催します。職場環境の改善等をお伝えしていくことで、企業のワーク・ライフ・バランスを推進していきます。	労働関連セミナー開催回数(参加人数)	職場のハラスメント対策や人事考課の基本、女性活躍推進法およびパワハラ防止法のポイントについて、企業経営者向けのセミナーを実施した。	2回 (43人)	①一般事業主行動計画の作り方のコツについて(7月開催予定であったが新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ②1月頃開催予定	2回 (30人)	2回 (30人)	A (A)	区民参画推進課
2		継続	ジョブブーネット	就労と雇用に関する区のウェブサイトであるジョブブーネットにおいて、厚生労働省の「知って役立つ労働法」や東京都の「ポケット労働法」などへのリンクを設けています。区としての情報提供のほか、国や都から最低賃金や労働関連法令・事業などの周知依頼があった場合に協力しています。	ジョブブーネット(トップページ及びサポート窓口・サービス・制度のご案内のページ)アクセス件数	マンスリー就職面接会や区内中小企業人材確保支援事業等実施事業の情報のほか、有期契約労働者の無期転換への申込権発生や働き方改革関連の国や都のお知らせの掲載やリンク設定等情報提供を行った。	3,718件	引き続き関連機関の情報提供を行い、労働関連法令・事業等の周知を強化していく。	5,000件	8,500件	C	企業経営支援課	
3		継続	中小企業支援施策(ワーク・ライフ・バランスを含む)に関する情報提供(再掲)	区内事業者を訪問するマッチングクリエイターが、企業のニーズに合わせて、職場環境や経営改善等に資する有益な情報提供を行う。	マッチングクリエイター事業所訪問件数	受発注相談及び各種支援事業の紹介、フォローを中心に積極的に企業訪問を行い、昨年度を上回る実績となった。	1,648件	受発注あつせん相談、各種支援事業の紹介、フォロー、経営相談を中心に区内企業の訪問を行い、目標達成に向け取り組む。	1,500件	1,400件	A	企業経営支援課	
	施策7 「働くひと」の育児・介護 休暇取得促進	4	新規	足立区職員の年次有給休暇等の取得促進	職員の健康を守り、育児・介護等の支援や、職員がリフレッシュした状態で職務を行うことができるよう、職場内で協力して計画的に休暇の取得を促進します。	年次有給休暇の平均取得日数(小数点第2位を四捨五入)	・年度当初に、計画的な取得の促進、及び年次有給休暇が10日以上付与される技能系・業務系職員や特別職の職員は、改正労働基準法により年次有給休暇を5日以上取得させることが使用者の義務となり、確実な取得・働きかけを依頼した文書を各所属長に通知した。 ・6月の庁議において、年次有給休暇等の取得状況及び取得促進に向けての取り組みについて報告・依頼するとともに(新規採用職員や異動職員への働きかけを新たに依頼)、庁議終了後には、以下の資料を各部長あてに送付し、取得促進を図った。 ①30年度における各課の年次有給休暇・夏季休暇の取得状況 ②30年度における年次有給休暇・夏季休暇取得0～5日未満の職員リスト ③年10日以上年次有給休暇が付与されている技能・業務系職員、非常勤職員のうち30年度における年次有給休暇取得が0～5日未満の職員リスト(非常勤職員は勤怠システム対象のみ)	14.7日	・年度当初に、計画的な取得の促進、及び年次有給休暇が10日以上付与される技能系・業務系職員や特別職の職員は、改正労働基準法により年次有給休暇を5日以上取得させることが使用者の義務となり、確実な取得・働きかけを依頼した文書を各所属長に通知した。 ・6月に行う予定の通知で、年次有給休暇、夏季休暇の取得状況及び取得促進に向けての取り組みについて報告・依頼するとともに、令和2年1月から稼働した庶務システムでの年次有給休暇、夏季休暇の取得状況の確認方法を案内する。また、通知後には、各部長あてに、昨年度の各課の年次有給休暇、夏季休暇の取得状況を送付し、取得促進を図る。	15.4日	16日	A	人事課
5		拡充	男性職員の育児への積極的参加促進	「足立区特定事業主行動計画(平成28年4月策定)」に基づき、男性職員の育児への積極的参加を働きかけます。育児休業の取得促進とともに育児参加休暇の新設など、制度の充実に取り組めます。	管理職員から該当男性職員への育児制度の利用働きかけ割合	・年度内に子が生まれた男性職員がいる所属の所属長あてに「管理職から該当男性職員への育児制度の利用働きかけに関する調査を実施した。(男性が利用できる育児制度案内を添付した。) ・庁議にて育児参加休暇等の休暇制度の活用について働きかけた。 ・毎週水曜日に掲示板でノー残業デーを働きかけた。	81%	・年度内に子が生まれた男性職員がいる所属の所属長あてに「管理職から該当男性職員への育児制度の利用働きかけに関する調査を実施する。 ・子育て応援ハンドブックの改定に取組み、庁内に周知する。 ・毎週水曜日に掲示板でノー残業デーを働きかける。	92%	100%	A	人事課	

【基本目標I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
施策8 子育てや介護に関する協創		6	継続	ワーク・ライフ・バランス 専門家派遣事業(再掲)	WLB推進認定企業および認定準備企業に対し、仕事の効率化やワーク・ライフ・バランスの環境整備、仕事と育児・介護の両立支援等のため、社会保険労務士や経営コンサルタントを派遣します。制度の利用をお知らせすることで企業のワーク・ライフ・バランスを推進していくことを目指していきます。	ワーク・ライフ・バランス専門家派遣回数	ワーク・ライフ・バランス推進認定企業が2回(1社)、新たに認定準備企業に登録した企業が2回(1社)の合計4回(2社)、社会保険労務士を派遣し、就業規則等の準備を行い、ワーク・ライフ・バランス推進に寄与した。	4回	社会保険労務士と専属契約を結ぶ企業が多くなっているため、施策の必要度は決して高くはないが、自社で契約することができない企業もあるため、その面では必要な施策といえる。また、セカンドオピニオンの活用についても周知していく。	10回	20回	D	区民参画推進課
		7	継続	親子サロン	親子が予約なしで立ち寄れるお休み処として月に2回開催しています。この中で、女性団体連合会会員の協力による読み語りやリズム遊びなどのイベントも実施しています。また、同施設内の情報資料室(小さな図書館)や啓発講座、ひとり親支援等についての情報提供を合わせて行っています。今後も、親子が気軽に立ち寄れるようイベントを工夫しながら役立つ情報を提供していきます。	親子サロン開催回数(参加組数) ※1回あたり最大8組	原則として、毎月第2・4木曜日にエルソフィア1階子ども室を利用して、22回開催した。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回中止) 足立区女性団体連合会による手遊びやリズム遊び、折り紙等のイベントを行った。	22回 (166組)	原則として、毎月第2・4木曜日にエルソフィア1階子ども室を利用して開催する。あだち広報や区HPに加えて、親子向けの講座等で周知を行い、親子が気軽に立ち寄れるお休み処として、利用の拡大に努めていく。	24回 (160組)	24回 (160組)	A	区民参画推進課
		8	継続	ペアレント・メンター事業	発達障がいのある子どもの育児経験を有する親をメンターとして育成し、発達障がい児・者の対応に悩んでいる親の相談支援を行います。今後、キャラバン隊等により学校などで講演しペアレント・メンターについての周知を広げ、少しでも多くの悩みを持った親への支援を広げていきます。	ペアレント・メンターの相談回数	所管が変わったことで保護者の心理的ハードルが下がり、より幅広い啓発活動に繋がった。様々な分野団体へ研修講師として参加していくことでペアレントメンター活動の発信に力を入れた。年度末については、新型コロナウイルス感染症のため、相談を中止とした。	43回 (個別相談32回 グループ相談11回)	事業内容、活動内容を広く知ってもらうことをねらいとし、研修講師、講演会、相談活動などを行っていく。インターネット、ウェブなど様々な事業形態を模索しながら事業展開を図っていく。	50回	63回	B	こども支援センター(げんき支援管理課)
		9	継続	認知症カフェ	地域包括支援センターが、認知症のご本人や介護しているご家族を対象に、安心して集うことが出来る「憩いの場」として実施しています。今後は、地域の介護事業者が実施するカフェとも連携して、活動の輪をさらに広げていきます。認知症のご本人やご家族が地域とのつながりを保ち、日ごろの困りごとをお互いに意見交換することで、安心して生活できる環境づくりに取り組めます。	認知症カフェ開催数(地域包括支援センター等開催数)	区内25カ所の地域包括支援センターすべてのエリアで、認知症ご本人と家族、認知症に関心のある区民を対象とした認知症カフェを実施した。来所者の利便性を考慮し、地域包括支援センター管内2カ所で開催したところもあったため、目標回数を上回った。	339回	引き続き、すべての地域包括支援センターで月1回以上認知症カフェを実施する。また、実施形態の多様性として、民間企業との連携も検討していく。	300回	300回	A	地域包括ケア推進課
		10	継続	家族介護者教室	地域包括センターで、家族介護者に対して介護者教室を実施します。利用者ニーズに対応しつつ、安定的な運営・開催を維持します。	家族介護者教室開催数(参加人数)	地域包括支援センターが、介護保険の利用方法や認知症に関する啓発などの家族介護者教室を年5回程度開催した。また、地域住民等の要望により出前の教室も開催した。	142回 (2,446人)	引き続き、認知症に関する教室や介護保険の使い方・保険外サービスの使い方などの教室、エンディングノートの使い方などの教室を開催予定。	125回 (2,500人)	125回 (2,500人)	A (A)	地域包括ケア推進課
		11	拡充	【ASMAP】ファミリー学級	妊娠とその配偶者、その他保育予定者を対象に、妊娠・出産・育児等についての知識と技術を学ぶことができる講座を実施し、「父と母と一緒に子どもを育てる」という意識を高めます。父親が参加しやすいように開催曜日を工夫するなど事業の拡充を検討します。	ファミリー学級の開催回数(参加人数)	平成30年度開始の委託による日曜ファミリー学級は、定員を超える応募があり、キャンセル待ちも発生している状況であった。参加者も251人から305人に増加している。また、各保健センター等で実施している平日と土曜日開催分についても、3日割に変更したことにより、仕事をしている方から参加しやすくなったとの声をいただいている。	167回 (延べ2,615人)	日曜ファミリー学級の参加者のアンケートにも、父親と一緒に参加できて良かったなど好評の声が多かった。そのため、日曜開催のニーズに合致するよう令和2年度から年6回を8回に拡充している。引き続きニーズの把握に努め、父親の受講機会の拡大を図ることで、周囲の理解やサポートにつなげていく。	172回 (延べ3,760人)	232回 (延べ5,470人)	B (C)	保健予防課 各保健センター
		12	継続	【ASMAP】マザーメンタルヘルス相談事業	保健センター等における乳幼児健康診査、家庭訪問、育児相談等の母子保健活動の中で、強度の育児不安や精神医学的、心理学的に専門的な関わりが必要と思われる養育者を早期に発見し、グループワークや個別相談などを行います。平成28年度から妊娠届出時の心理的負担に関するアンケート項目を評価することで、早期介入が可能となりました。適切な養育環境となるよう支援し、虐待防止に努めていきます。	マザーメンタルヘルス相談事業開催回数(参加人数)	母親が日頃抱えている育児の問題点等をグループワークや専門職の個別相談を通じて把握することで、育児不安解消につなげた。母親の育児ストレスなどの精神的負担を軽減できるようきめ細やかに支援した。	65回 (延べ189人)	ASMAP事業で、特に支援を必要とする世帯を把握しており、虐待につながる要因となる養育者の精神医学的・心理学的不安定さを早期発見することが可能となっている。必要に応じてマザーメンタルヘルス相談を案内するなど、適切に支援することで虐待の未然防止を図っていく。加えて、令和2年度から、臨床心理士が個別相談を行う「産後育児ストレス相談」も開始した。	60回 (延べ210人)	60回 (延べ240人)	A (B)	保健予防課 各保健センター

【基本目標I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A: 目標に対して80%以上 B: 目標の60～80%未満 C: 目標の40～60%未満 D: 目標の20～40%未満 E: 目標の20%未満 ×: 実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性I・3 安心して育児や介護ができる社会の醸成		13	継続	【ASMAP】こんにちは赤ちゃん訪問	児童福祉法および母子保健法に基づき、生後3か月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項についての指導・助言とともに、子育て支援に関する情報を提供しています。また、支援を要する世帯へは複数回訪問を実施し、事業の充実を図っていきます。	赤ちゃん訪問の訪問延べ回数	令和元年度人口動態統計出生数は4,469人、訪問延べ回数は4,442人となっている。出生数が減少している中で、訪問希望者に対する訪問率は例年高い割合を維持している。特に支援が必要な世帯へは、妊娠時から産後期にかけての継続した支援として、複数回訪問を実施した。	4,442回	乳児の発育状況と生活状況の把握に加え、育児不安のピークが1～2か月と言われている中、産後うつ等になりやすい時期に相談にのることで母親のメンタルフォローも行っていく。また、令和2年度から「エジンバラ産後うつ病質問票」による産後の状況把握を行い、支援が必要な方には適切なケアを実施していく。	前年人口動態統計出生数の85%	前年人口動態統計出生数の85%	A	保健予防課 各保健センター
		14	継続	【ASMAP】乳幼児健康診査	乳幼児健康診査を通して、疾病等の早期発見に努め、要治療者には専門医療機関へ受診勧奨するとともに、経過観察健康診査や保健指導により、乳幼児の健やかな成長を促します。育児困難状態を未然に防ぐため、適切な関係機関につないでいきます。	乳幼児健康診査実施回数(受診人数)	受診率はほぼ横ばいで推移し、高い受診率を維持している。赤ちゃん訪問ができなかった世帯に対し、3～4か月児健康診査で乳児・母親の状況を確認し、フォローする機会としている。疾病や異常の疑いがある場合は、精密健康診査につなげるなど重要な役割を果たしているため、未受診者の受診勧奨を強化した。	383回 (14,092人)	乳幼児健康診査は、乳幼児の疾病や異常の早期発見のほか、母親の育児不安の軽減やメンタルフォローの場にもなっている。引き続き、妊娠中からの継続的な支援やその情報をもとにした総合的な健診の場として、育児に関する悩みや発達の相談等も行っていく。	410回 (16,300人)	410回 (16,300人)	A (A)	保健予防課 各保健センター
		15	継続	産前・産後家事支援事業	産前6週間から産後1か月までの妊産婦がいる家庭を対象に、調理や買い物などの家事支援を行っています。引き続き、実施していきます。	サービス提供件数	事業者及び従事者確保のため、令和元年度契約において委託料の見直しを行った。支援内容を明記した利用案内を作成し、事前の利用者への説明を徹底することで、本事業が日常的な身の回りの家事を補助する事業であることを明確にした。	394件	令和2年度から東京都で開始される「とうきょうママ/パパ応援事業」に合わせ、本事業における支援の枠組みを検討、構築していく。	809件	809件	C	こども家庭支援課
		16	継続	子ども預かり・送迎支援事業	小学生までの子育てをしている家庭を対象に、ご自宅またはホームサポーター宅で、一時的な預かりや送迎などの支援を実施しています。引き続き、実施していきます。	サービス提供件数	サポーター養成講座の受講者を増やすためPRチラシを作成し、広報活動にも注力した。所定の研修の受講有無によって、委託料を段階的に設定し、サポーターの質向上に向けた取組を実施した。	20,158件	引き続き、サポートの質向上及びサポーターの増加につながるよう事業者との協働により取り組んでいく。	25,000件	40,111件	C	こども家庭支援課
		17	継続	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)による相互援助活動を支援しています。提供会員が、子どもの預かりや保育施設等への送迎などの援助を行っています。引き続き実施していきます。	サービス提供件数	社会福祉協議会への委託事業。継続実施。	8,981件	継続実施。	10,000件	12,000件	B	こども家庭支援課
		18	拡充	子育てサロン	乳幼児とその保護者が自由に集い、遊びながら交流したり、サロンスタッフへの相談などを通じて、子育ての不安解消や負担感の軽減を図ることで、育児での孤立を防ぎ、明るく楽しい子育てを応援します。	子育てサロン利用人数	商業施設等での出張子育てサロンを2か所3回実施し、子育てサロンのアウトリーチに踏み出し、新規利用者の拡大を図った。また、「足立区子育てサロン整備計画」を策定した。今後は、3タイプの機能を周知し、利用者の状況に合った子育てサロンを選択できるように整えていく。なお、2月以降新型コロナウイルスの影響で来室を控える利用者も目立つとともに3月2日以降は休室とした。	372,480人	新型コロナウイルス感染症予防のため、電話による相談事業を開始した。また、各サロンの動画を作成し発信を行っていく。利用については、4月20日より予約制、定員制を取り入れての開室とし、通常利用は状況に応じて再開していく。そのため、利用人数は大幅に減少する見込みである。	270,000人	447,000人	A	住区推進課
		19	継続	保育コンシェルジュ	保育施設の案内や預け先の相談に、専門の相談員がお応えします。保護者の希望や世帯の状況を伺いながら、個別のニーズに合った保育施設や子育てサービスをご案内します。相談の需要や利用者アンケート結果を見極めながら、相談体制の整備、更なる質の向上を図っていきます。	保育コンシェルジュ利用延べ人数	非常勤コンシェルジュを1名増員し、相談支援体制を強化した。また、新規開設する保育施設の紹介や幼児教育・保育の無償化等の最新情報の周知を積極的に行った。利用者アンケートでは、満足度が98.5%であり、質の高い相談が維持できている。	3,157人	タブレット端末を導入して、様々な最新情報を視覚的にわかりやすく伝えていく。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、複数人を対象とした説明会の開催は控え、区役所窓口や子育てサロンでの個別相談を重点的に実施する。	3,314人	3,800人	A	子ども施設入園課

【基本目標 I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A: 目標に対して80%以上 B: 目標の60～80%未満 C: 目標の40～60%未満 D: 目標の20～40%未満 E: 目標の20%未満 ×: 実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
	施策9 育児・介護施設及び施策等の充実	20	拡充	保育施設の整備(再掲)	「足立区待機児童解消アクション・プラン」の施設整備計画に基づき保育施設の新規整備や既存施設の定員拡大を進めることにより、女性が安心して育児や介護ができる環境を整えます。	保育施設整備数(認可保育所・認証保育所・小規模保育の新規整備数) ※1 足立区待機児童解消アクション・プラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づき2017年度(平成29年度)～2019年度の整備予定数の合計を掲載 待機児童数(【】参照)(翌年度4月1日現在の待機児童数) ※2 足立区待機児童解消アクション・プラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づき2020年4月1日現在の目標値を掲載 待機児童率(<>参照)(待機児童数を保育需要数(※3)で除したものの) ※3 各保育施設等の利用児童数に待機児童数を加えたもの	令和元年8月に改定したアクション・プランに基づき、認可保育所21ヶ所、認証保育所2ヶ所、小規模保育1ヶ所の整備を行った。 これにより、令和2年4月の保育定員数は前年比1,676人増の16,929人となり、待機児童数は前年比120人減の3人と、目標にわずかに届かなかったものの、ほぼ解消した。	53施設 【3人】 <0.02%>	令和元年8月に改定したアクション・プランに基づき、新築の大規模マンションに小規模保育1施設(定員19人分)を新規整備し、局地的な保育需要の増加に対応し、待機児童解消・維持を目指す。	54施設 【0人】 <0%>	59施設(※1) 【0人】(※2) <0%>	A 【A】 <A>	待機児ゼロ対策担当課
		21	拡充	学童保育室運営事業(再掲)	保護者の就労や病気等により、放課後、子どもを保育できない家庭の小学生を保育し、児童の健全育成を図ります。	学童保育室設置室数(待機児童数)※待機児童数は4月1日現在 (待機児童率)※待機児童数÷入室申請書数	学童保育需要の増に対応するため、定員の弾力化等により定員増(30人)を行ったほか、「放課後すこし方ガイド」等により、学童保育以外の放課後等の居場所について、情報提供を行った。 また、地区における学童保育室のニーズにあった整備を実現するため「足立区学童保育室整備計画」を策定した。 加えて令和2年4月開設の学童保育室3室の公募を行い、110名の定員増(定数弾力化適用後の受け入れ可能数は121名増)を図った。	114室 (342名) (6.4%)	特に待機児童の多い3地域を対象に、令和3年度の新規開設(3室)に向けて、民設学童保育室の公募を行う。 今後、地域における学童保育室の将来需要の見直しにより、実績を踏まえた学童保育室の整備を図る。	117室 (158名) (3.0%)	117室 (0人) (0%)	A	住区推進課
		22	継続	一時保育(再掲)	保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたいとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず一時的に保育施設で預かります。2016年度(平成28年度)は区立認可保育所18か所、私立認可保育所4か所、小規模保育施設21か所、認証保育所40か所にて実施しました。今後も、新規園の整備に合わせて、実施を検討していきます。	(一時保育)実施施設数 ※新規施設の整備数に連動するため、足立区待機児童解消アクション・プラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づく2017年度(平成29年度)～2019年度の整備予定数をもとに算定。	保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたいとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず一時的に保育施設で預かります。 2019年度(令和元年度)は、区立認可保育所14か所、私立認可保育所8か所、小規模保育施設22か所、認証保育所31か所にて実施した。	75施設	保護者の通院、冠婚葬祭への出席や急な外出、買い物に出かけたいとき、リフレッシュしたいときなど、理由を問わず一時的に保育施設で預かります。 2020年度(令和2年度)は区立認可保育所14か所、私立認可保育園7か所、小規模保育施設22か所、認証保育所31か所にて実施する。	74施設	86施設(※)	A	子ども施設整備課 子ども施設運営課 子ども施設入園課
		23	拡充	延長保育(再掲)	勤務時間や通勤時間の都合で午前7時30分以前や午後6時30分以後の保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しています。2016年度(平成28年度)は区立園19か所、私立園52か所にて実施しました。新規園の整備や区立園の民営化の際に、ニーズを踏まえつつ、実施園を増やしていきます。	(延長保育)実施施設数 ※新規施設の整備数に連動するため、足立区待機児童解消アクションプラン(2018年(平成30年)2月改定版)に基づく2017年度(平成29年度)～2019年度の整備予定数をもとに算定。	勤務時間や通勤時間の都合で午前7時30分以前や午後6時30分以後の保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施しました。2019年度(令和元年度)は、区立認可保育所23か所(区立認可保育所6か所、公設民営保育所17か所)、私立認可保育所92か所にて延長保育を実施した。	115園	勤務時間や通勤時間の都合で午前7時30分以前や午後6時30分以後の保育が必要な世帯を対象に、延長保育を実施します。2020年度(令和2年度)は、区立保育所23か所(区立認可保育所6か所、公設民営保育所17か所)、私立認可保育所112か所にて延長保育を実施する。	135園	130園(※)	A	子ども施設整備課 子ども施設運営課
		24	継続	病後児保育(再掲)	病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った児童について、保護者の就労等で保育の必要がある場合、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて無理なく体力を取り戻せるよう、子どもの立場に立った保育を実施します。区立園1か所、私立園1か所にて実施しています。	(病後児保育)実施施設数	病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った児童について、保護者の就労等で保育の必要がある場合、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて無理なく体力を取り戻せるよう、子どもの立場に立った保育を実施した。2019年度(令和元年度)は、区立認可保育所1か所(あやせ保育園病後児保育室すくすくルーム)、私立認可保育所1か所(西新井きらきら保育園内病後児保育室げんき)で実施した。	2施設	病気にかかり、急性期を過ぎて「回復期」に入った児童について、保護者の就労等で保育の必要がある場合、病後児保育室で、その子の生活リズムや体調に合わせて無理なく体力を取り戻せるよう、子どもの立場に立った保育を実施する。区立認可保育所1か所(あやせ保育園病後児保育室すくすくルーム)、私立認可保育所1か所(西新井きらきら保育園内病後児保育室げんき)で実施する。	2施設	2施設	A	子ども施設整備課 子ども施設運営課

【基本目標I】あらゆる分野における女性の活躍推進～ワーク・ライフ・バランス推進～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
方針決定過程への女性の参画拡大	施策12 区役所内における女性の活躍推進	3	拡充	女性職員への昇任選考の受験率向上	女性管理職による働き方講座の開催や総務省自治大学校への研修生派遣、上位職への昇任に関するサポート体制の確立など、女性職員の昇任意欲を高めます。最終的には、管理職に占める女性職員の割合を増やし、女性職員の意見を区政へ反映していきます。	女性職員への昇任に関する講座・説明会の実施回数	女性管理職による働き方講座、管理職昇任選考の受験を考えている職員に対し、合格者によるガイダンスや模擬試験等を実施し、キャリアアップ支援を実施した。	6回	女性職員の意識啓発のための女性管理職による働き方講座や、管理職選考受験希望者への合格者によるガイダンスを実施する。	7回	10回	B	人事課
		4	拡充	男性職員の育児への積極的参加促進(再掲)	「足立区特定事業主行動計画(平成28年4月策定)」に基づき、男性職員の育児への積極的参加を働きかけます。育児休業の取得促進とともに育児参加休暇の新設など、制度の充実に取り組みます。	管理職から該当男性職員への育児制度の利用働きかけ割合	・年度内に子が生まれた男性職員がいる所属の所属長あてに「管理職から該当男性職員への育児制度の利用働きかけに関する調査を実施した。(男性が利用できる育児制度案内を添付した。) ・庁議にて育児参加休暇等の休暇制度の活用について働きかけた。 ・毎週水曜日に掲示板でノー残業デーを働きかけた。	81%	・年度内に子が生まれた男性職員がいる所属の所属長あてに「管理職から該当男性職員への育児制度の利用働きかけに関する調査を実施する。 ・子育て応援ハンドブックの改定に取組み、庁内に周知する。 ・毎週水曜日に掲示板でノー残業デーを働きかける。	92%	100%	A	人事課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性Ⅱ・1 人権を尊重する社会の醸成	施策13 いじめ・虐待防止の啓発・取組み	1	継続	いじめの未然防止・早期発見・解決に向けた学校への指導(取組み)	学校に対して、いじめ防止対策推進法に基づいたいじめの認知への理解を深めるとともに、早期発見・早期対応を指導・助言し、いじめの解消に努めます。そのために、「心の教育の充実」「いじめ防止月間の推進」「いじめ防止研修会の実施」「いじめ相談箱の設置」など、学校におけるいじめの未然防止・早期発見に関する取組み状況を把握し、指導・助言します。年3回実施(6月、11月、2月)の全児童・生徒へのいじめアンケート結果の集計、提出される個票の分析を通して、表出していないいじめの実態及び学校のいじめ対策委員会による組織的な対応を把握し、いじめの解消に努めます。各学校は、「認知されたいじめ一覧表」を毎月作成し、教育指導課に提出します。教育指導課は各学校の状況や早期発見に向けて、各学校の取組について指導します。	いじめの実態把握報告回数	・各学校から提出される、いじめ一覧の確認。(毎月) ・年3回のいじめアンケートの実施、分析。 ・いじめアンケートによる、不登校生徒の状況確認。 ・ふれあい月間の実施。 ・「認知されたいじめ一覧表」の活用や「いじめ」の定義の再確認。 ・いじめSOSカード、いじめSOSクリアファイルの作成・配布 ・研修の実施。 ・いじめ対策委員会の資料作成。 ・いじめ対策委員会の協議内容を、研修や校長会、生活指導担当者連絡会にて周知。	11回	・各学校から提出される、いじめ一覧の確認。(毎月) ・年3回のいじめアンケートの実施、分析。 ・いじめアンケートによる、不登校生徒の状況確認。 ・ふれあい月間の実施。 ・「認知されたいじめ一覧表」の活用や「いじめ」の定義の再確認。 ・いじめSOSカード、いじめSOSクリアファイルの作成・配布 ・研修の実施。 ・いじめ対策委員会の資料作成。 ・いじめ対策委員会の協議内容を、研修や校長会、生活指導担当者連絡会にて周知。	11回	11回	A	教育指導課
		2	継続	児童虐待防止啓発事業	「怒鳴らない子育て講座」などの講座の開催、「新米ママパパの子育てブログ」の配信サービスを実施しています。講座受講者やブログ登録者の増加を図っていきます。	「新米ママパパの子育てブログ」年間メール配信件数	定期配信とは別に随時配信を増やし、情報提供量を増やすことで、内容の充実を図った。	142,404件	メール配信の登録者数は年々増加しており、引き続きアンケートを実施し、内容の充実を図る。	143,000件	80,000件	A	こども家庭支援課
		3	拡充	高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心に、高齢者虐待に対する予防啓発、早期発見、対応マニュアルに沿った適切な対応等を実施していきます。高齢者のDV被害及び、高齢者のセルフネグレクトケースについても、虐待対応に準じた適切な対応を行ってまいります。29年4月より、各地域包括センターから虐待の疑いのある場合も含めて全件通報を受けつけることにより、一層の早期発見、予防に努めています。	介護者教室における高齢者虐待防止・予防啓発の研修の実施回数	高齢者虐待防止ネットワーク会議において軽度認知症などを発症している高齢者が、訪問販売等で消費者被害に遭う事案が増加している。現状を報告し、具体的な予防策等について検討を実施する。検討結果を介護者教室で報告する。	23回	高齢者虐待ネットワーク会議において改訂した虐待防止リーフレットを、各地域包括支援センターで実施するの絆のあんしん連絡会において、あんしん協力員・民生委員・町会自治会員などに配付、説明し、予防・啓発を図っていく。(年6回のうち1回実施を目標)	25回	9回	A	高齢福祉課
		4	継続	障がい者の虐待防止	障害者虐待防止法に基づき、予防啓発、早期発見や関係機関と情報共有を行っています。また、サービスを提供している事業者等、障がい者の生活を支援する支援者に対しては、研修会等にて虐待防止の啓発に努めています。	虐待防止や人権に関する支援向けの研修会の実施回数	障害福祉サービス事業所向けに、障がい者虐待防止・権利擁護研修会を11月18日夜間に庁舎ホールで実施、112名の参加があった。	1回	昨年度同様、障害福祉サービス事業所向けに、障害者虐待防止・権利擁護研修会を実施する	1回	年1回実施	A	障がい福祉課
	5	継続	小中学校教員向け人権啓発普及事業	高齢者、子ども、障がい者、犯罪被害者等、社会的弱者の理解と、自分と異なる他者への理解、相互理解を促進するための人権教育の充実のため、初任者研修や中堅教諭研修、人権教育研修等で、人権教育プログラム(学校教育編)の活用や人権教育の推進をしています。また、平成29年度は、小・中学校の教員を対象にした性同一性障害者や性的指向(LGBT)の人権に関する研修会を実施しました。	教員を対象とした、人権及びいじめ防止に関する研修会等の実施回数	①人権尊重教育推進校の研究成果を、発表会で報告し、報告書にて全校に周知した。 ②人権教育主担当者を対象とした、悉皆研修を、人権教育研修として年3回、いじめ防止研修会を年1回実施した。 ③人権尊重教育推進校の取組をモデルに、全校が「人権教育に関する年間指導計画」を作成し、計画に基づいた実践を実施した。 ④年次研修において人権問題、いじめ問題に関する研修を実施した。	5回	①人権尊重教育推進校の取組経過を全校に周知する。 ②他区の研究発表会や中間報告会を悉皆研修として位置付け、人権教育研修として年5回実施する。 ③いじめ防止研修会を年1回実施する。 ④人権尊重教育推進校の取組をモデルに、全校が「人権教育に関する年間指導計画」を作成し、計画に基づいた実践を実施する。	6回	5回	A	教育指導課	
	6	継続	人権ポスターコンクール事業	区立小・中学校の児童生徒が、人権ポスターの作製を通じて人権の大切さを認識し、豊かな人権感覚を身につけることを目的とし実施します。	人権ポスターコンクール参加校	例年同様、6月に全小中学校へ人権ポスターコンクールの実施を通知し、さらに事業を紹介するA4判1枚のチラシを新たに送付し、事業の周知に力を入れたものの、応募校は5校減少した。	36校	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止とする。	0校	104校	D	総務課 教育指導課	

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
	施策15 性的マイノリティを含めた多様な個性についての理解促進	7	拡充	職員・教員を対象とした人権啓発普及事業	職員・教員の性的マイノリティに対する理解を深めるため、従来の人権研修に加え、性的マイノリティを専門的に扱う研修をおおむね4年に1回の受講とし実施します。	性的マイノリティについての職員・教員研修等の実施回数	【職員】 ・管理職を対象に、職場研修「性の多様性が認められる職場環境づくり」を実施した。 ・4年に1回の必修研修「基本的人権」において、研修テーマの一つとして「性的マイノリティ(LGBT)に関する人権問題」を取り上げた。 【教員】 ・各校の人権教育担当教諭を対象に実施した人権研修において、研修テーマの一つとして「性的マイノリティ(LGBT)に関する人権問題」を取り上げた。	3回	管理職対象の職場研修「性の多様性が認められる職場環境づくり」については、平成30年度にほぼ全管理職が受講しており、令和元年度は、対象が未受講者と新任管理職であったため、受講者が少人数となった。令和2年度は、新規対象となる管理職が少なく、費用対効果の面から適正な受講者確保が困難なため、実施を見送る。 他の研修については、引き続き、「性的マイノリティ(LGBT)に関する人権問題」をテーマに実施する。	2回	2回	A	総務課
		8	新規	性的マイノリティに関する出前講座	性的マイノリティに関して、啓発セミナーとして区内団体を対象として講座を実施します。差別の解消と多様な団体の理解促進を目指していきます。	性的マイノリティに関する出前講座実施団体数	前年度に引き続き、目標の2団体を超え、3団体からの依頼があった。幅広く周知していることに加え、多様な性についての関心が高まっていることも要因として考えられる。※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、で1団体開催が中止となった。	3団体	今後も、あだち広報での周知やSNS等の媒体も活用し、多様な性についての理解を促進を図っていく。	2団体	2団体	A	区民参画推進課
		9	新規	多様性を認め合うことのできる男女共同参画社会に関する啓発講座	区民を対象に性的マイノリティについて理解が進めるための啓発講座を行います。多様性を認め合うことの大切さが広く伝わるよう啓発をしていきます。	多様性を認め合うことのできる男女共同参画社会に関する啓発講座開催回数(参加人数)	①自分の性に悩んでいる子どもたちのためにできることを考える講座 ②性別に留まらず年代・国籍など多様な価値観を認め合う講座を開催した。 ①については、定員に達した。	2回 (28人)	多様性の理解を求める講座を2回開催予定。うち1回は、シネマ&カフェと称し、DVD上映を通して、参加者同士で語り合う機会を設ける予定。	2回 (40人)	2回 (40人)	A (B)	区民参画推進課
取組みの方向性Ⅱ・2 生涯を通じた区民のこころとからだの健康づくり	施策16 こころとからだの健康増進	1	継続	健(検)診事業	区では、血液検査や身体測定などの総合的な健診である特定健康診査やがん検診、歯科健診などを実施しています。がん検診については、前立腺がんや乳がん、子宮頸がんなど、男性や女性に特有のがん検診も受診できます。体の異常を早期に発見し、早期に治療することで、健康でいられる状態を長く保つことができます。今後も国の動向などを確認しながら、検査内容の充実や受診率の向上に取り組んでいきます。	20歳以上の区民が医療機関で受診できる健(検)診の種類	がん検診は新たに胃がん内視鏡検診を追加した7種類、歯科健診は成人歯科と後期高齢者歯科の2種類、健康づくりの観点より特定健診・後期高齢者医療健診・健康増進健診の3種類を実施した。 がん検診については、子宮・乳がん検診の自己負担額をワンコインの500円に減額した。また、受診勧奨を強化した結果、受診者数が増加した。	12	引き続き、女性のがんの受診勧奨の強化を実施する。また、健康増進健診の受診勧奨方法を拡充するなど、各健(検)診の特性に合わせた受診勧奨を継続して実施する。	12	12	A	データヘルス推進課
		2	継続	こころといのちの相談支援事業	都市部に点在している専門相談機関をつなぎ、複数の悩みを抱えている相談者を連携して支援することで、自殺に追い込まれない社会をつくりたい。気づきのための人材育成として「ゲートキーパー研修」、当事者支援として自殺未遂者対策、自死遺族分ちあいの会等を実施します。さらに、区民への啓発・周知および自殺対策ネットワークづくりをすすめ相談支援体制を強化します。また、国のモデル区市町村計画策定事業を受けて、足立区の「生きる支援」足立区自殺対策計画を策定しました。	ゲートキーパー研修実施回数	ゲートキーパー研修は、職員(3年目の職員の必修研修として実施)、児童・民生委員、関係機関職員等を対象に4回実施した。研修に参加しにくい関係者に関しては、出張ゲートキーパー研修の機会を通して周知に努めた。当事者支援として自殺未遂者対策、自死遺族分ちあいの会等を実施した。さらに、自殺対策強化月間やイベント等での区民への啓発・周知および区内関係機関との自殺対策ネットワークづくりをすすめた。	4回	ゲートキーパー研修は、職員(3年目の職員の必修研修として実施)、児童・民生委員、関係機関職員等を対象に4回実施する。当事者支援として自殺未遂者対策、自死遺族分ちあいの会等を実施する。さらに、自殺対策強化月間やイベント等での区民への啓発・周知および区内関係機関との自殺対策ネットワークづくりをすすめる。また、自殺者が増加傾向の40~50歳代の経済・雇用問題を抱えた孤立した男性に対して重点的に取り組む。	4回	4回	A	こころとからだの健康づくり課
		3	継続	一般介護予防事業	一般高齢者および生活機能の低下が見られた方などを対象に、日常生活上の身近な場で介護予防活動に積極的に取り組む機会を提供し、要介護状態になることを防ぐとともに健康寿命の延伸を図ります。	介護予防教室実施回数(延べ参加人数)	通所型の介護予防教室として、4つの教室がある。 ①はじめてのらくらく教室 ②包括らくらく教室 ③介護予防教室 ④はつらつ教室 健康な高齢者を増やすことを目的として、2つの教室がある。 ⑤パークで筋トレ ⑥ウォーキング教室 教室によっては増減があるが、全体としては新型コロナウイルス感染症の影響により前年度よりも参加者数は減っている。	①33ヶ所、33ケル、456人 ②25ヶ所、540回、6,988人 ③736回、14,761人 ④18ヶ所+3ヶ所(プール)、301回+9ケル(プール)、6,321人+1,085人(プール) ⑤30ヶ所、634回、13,533人 ⑥48回、712人	通所型の介護予防教室を一部リニューアルする。 ①はじめてのフレイル予防教室(名称変更) ②はつらつ教室(口腔・栄養機能向上要素の追加、4回1ケル制への変更) ③パークで筋トレ(変更なし) ④ウォーキング教室(変更なし) 介護予防教室を見直し、修了者を自主グループやサポーターの育成につなげる教室を開始する。 ⑤みんなで元気アップ教室 ⑥元気アップ教室サポーター養成研修	①34ヶ所、50ケル、663人 ②18ヶ所+3ヶ所(プール)、363回+9ケル(プール)、6,688人+1,296人(プール)25ヶ所、600回、7,500人 ③32ヶ所、714回、18,600人 ④35回、900人 ⑤27ヶ所、50ケル、525人 ⑥14ヶ所、15ケル、158人	500回 (12,500人)	A	地域包括ケア推進課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
		4	継続	職員の健康増進事業	職員の能力を最大限に発揮できるよう、健康診断・ストレスチェック等を通じて心身の健康状態を保ちます。各種健康診断内容の充実を図るとともに、職員向け講演会や健康増進事業の実施を通じて職員の健康増進へ取組む意識を高めていきます。	職員向け健康管理講演会の参加人数	職員が、心身の健康状態を保ち、最大限の能力を発揮できるように、健康管理講演会等への積極的な参加を促した。また、職員向けのウォーキングイベントや体組成測定会を実施し、多くの職員の健康増進の意識を高める機会になった	425人	新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う対応のため、例年通りの実施が難しい状況であるが、講演会は、会場収容率を考慮した上で募集し、配置する等、感染予防に留意しながら実施していく。	400人	720人	C	人事課
		5	継続	地域学習センター運営支援事業(生涯スポーツ・健康体力づくり事業)	指定管理者それぞれの新しい発想を活用しながら、区民が気軽に参加できる講座等を企画し、区民の生涯スポーツのきっかけづくり、健康体力づくりができる環境づくりを支援します。	地域学習センター運営支援事業(生涯スポーツ・健康体力づくり事業)講座数(参加人数)	各センターで生涯スポーツのきっかけづくり、健康体力づくりが出来るような様々な講座やイベントを実施した。	1,455講座(55,243人)	引き続き区民が気軽に参加できる講座等を企画し、区民の生涯スポーツのきっかけづくり、健康体力づくりができる環境づくりを支援していく。	1,373講座(36,409人)	650講座(12,000人)	A(A)	生涯学習支援課
		6	新規	リプロダクティブヘルス&ライツ啓発講座	妊娠・出産等を含む性と生殖にかかわる生涯の健康と権利について啓発および情報提供を行います。特に、若い世代の理解を促すような内容にしていきます。	啓発講座開催回数(参加人数)	①女性ホルモンの変化により更年期にうまく向き合う講座 ②出産をひかえた夫婦を対象に夫婦間のずれをワークショップを通じて分かりあう講座を開催した。①については、定員を超える参加となった。	2回(34人)	女性ホルモンの変化に関わる講座及び女性特有のガンに関する2講座を開催予定。	2回(40人)	2回(40人)	A(A)	区民参画推進課
		7	継続	性感染症予防啓発事業	性感染症を正しく理解し、予防知識を持つための啓発講座を実施しています。近年、若年層における性感染症が増加の傾向にあるため、若年層への啓発講座の充実を検討していきます。	性感染症予防啓発講座実施回数(参加人数) ※平成28年度実績値対比10%増を目標値とする	HIV・性感染症の相談や早期発見につなげるため、あだち広報(11/10号及び奇数月の健康カレンダー)で相談や検査の実施について周知した。また、HIV・性感染症の検査来場者への健康教育や各保健センターでの健康教育を実施した。	26回(487人)	新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めつつ、HIV・性感染症の検査来場者への健康教育や各保健センターでの健康教育を実施していく。また、あだち広報での周知を継続して実施していく。	18回(480人)	18回(延べ980人)	A(C)	感染症対策課 各保健センター
		1	拡充	NPO活動支援センター運営事業	社会貢献を目指すNPO法人および任意団体の育成と支援を通じ、地域社会の活性化を図ります。	NPO活動支援センター啓発講座実施回数	区民の方の地域活動参加の契機とすることを目的としたNPO活動体験講座を17回、団体の支援・育成を目的としたNPO団体運営講座を11回開催した。	28回	区民向け講座は、子ども食堂などの団体活動の体験、周知・啓発を重視した内容とする。(年18回) 団体向け講座は、団体の運営力向上を目的とした内容で実施する。(年10回)	9回	24回(2回/月)	A	区民参画推進課
	2	継続	地域リーダーや指導者、育成者の養成事業	足立区少年団体連合協議会(少連協)を通じて、各地区少年団体協議会(地少協)を支援し、地域活動や地域の単位子ども会活動の活性化を図ります。地域リーダーや指導者、育成者の養成を行う育成会入門講座を少連協と協働して行い支援します。	育成会入門講座参加人数	4月14日~6月23日の期間に区内22か所で開催した。学校PTAと共催で行うなど工夫も見られ子ども会活動での育成者の心構えについて広く周知することが出来た。	496人	新型コロナウイルス感染防止対策として会場数を絞って(5会場程度)開催する予定	180人	500人	A	青少年課	
	3	拡充	障がい者スポーツ指導員養成事業	障がいに対する理解促進と障がい者スポーツの普及をはかるため、障がい者スポーツの意義や種目、安全管理等の知識やスキルを持つ、障がい者スポーツ指導員を養成します。	障がい者スポーツ指導員養成講習会修了人数	令和元年9月7,8,15,16日(全日程4日)	28人(累計103人)	新型コロナウイルス感染症により時期未定(全日程4日)	20人(累計123人)	120人	A	スポーツ振興課	
	施策18 区民の地域活動への参画促進およびボランティア	4	継続	地域学習センター運営支援事業(サポート事業)	指定管理者それぞれの新しい発想を活用しながら、サークルや生涯学習ボランティアの活動を支援します。	地域学習センター運営支援事業(サポート事業)講座数(参加人数)	サークル支援講座やボランティアの活用事業を実施した。	569講座(13,572人)	引き続きサークルやボランティアの活動を支援していく。	287講座(3,544人)	320講座(18,000人)	A(B)	生涯学習支援課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性Ⅱ・3 地域・社会活動への区民参画と生きがいづくり	・NPO等の 人材育成	5	廃止	外国人おもてなし語学ボランティア講座	外国人とのコミュニケーション方法や外国のマナーなどを学び、街中で困っている外国人を見かけた際などに簡単な外国語で積極的に声をかけ、道案内等の手助けをしていただけるボランティアを育成し、外国人観光客等へのサービス向上を図ります。	外国人おもてなし語学ボランティア育成講座実施回数	「おもてなしコース」と「語学講座」がセットになった育成講座(3日制)を2回実施。また、「おもてなしコース」のみの講座を1回実施した。セットコースは令和2年3月に3回目を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で中止になった。講座開催時に総合ボランティアセンターやエンブレムホテル西新井、千住文化普及会の英語を活用したボランティアについてご案内し、区内活動の場を提供した。また、講座修了者を対象とした「おもてなし語学ボランティアブラッシュアップ講座」を明海大学と区共催で2回実施し、語学力の向上を図った。	3回	当該事業については、令和元年度で終了した。 ※進捗度については、平成30年度から令和元年度までの目標値で積算	-	25回	E	協働・協創推進担当課
		6	拡充	NPO活動支援センター運営事業(再掲)	社会貢献を目指すNPO法人および任意団体の育成と支援を通じ、地域社会の活性化を図ります。	NPO活動支援センター相談件数	総合相談と専門相談を設け、団体からの助成金や経理処理の相談、区民の方への活動団体紹介や団体設立の相談など、多種多様な相談に応じた。	368件	団体の活動場所への訪問やオンラインツールを活用した相談業務を実施し、NPO活動支援センターによる伴走支援を強化していく。	380件	400件	A	区民参画推進課
		7	継続	地域スポーツミーティング事業	地域スポーツの振興に向けた課題解決や新たな魅力の創出をはかるため、スポーツ推進委員や体育協会、総合型地域クラブ、民間事業者等が意見交換できる機会を提供する。	地域スポーツミーティング実施回数	全6ブロックにおいて開催	3回	全6ブロックにおいて開催	2回	4回	B	スポーツ振興課
	8	新規	協創プラットフォーム運営事業	公・民、個人、法人を問わず、幅広い主体が自由に集える機会や場である「協創プラットフォーム」を運営することで、地域人材をつなぎ、地域課題の解決や、新たな魅力を創出します。	協創プラットフォーム活動(ミーティングイベント・シンポジウム等)回数	「子どもの未来」プラットフォームにおいて、2回の交流会と3回の分科会を開催したほか、「健康経営」に関する庁内研修会を1回、「環境活動」プラットフォームを1回実施した。また、庁内の協働・協創推進体制を強化する職員ワークショップを3回実施、あだちの合言葉に関連した取組みを3回実施。子どもの未来と環境活動において各1回ずつ実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった。	14回	「子どもの未来」「環境」「健康経営」に関するプラットフォームを展開し、現在の課題に対応した、協創による解決策を具体化する。また、「協創動画」による認知度向上の効果が期待できると考えられることから、動画の第二弾を作成し、区HPやSNS、庁内研修、プラットフォーム内での展開を通して、庁内外の協創に対する理解促進を継続して行う。さらに、「子どもの未来」について、人材バンクや資源のマッチングのしくみの構築を進める。	15回	25回	C	協働・協創推進担当課	
	施策20 区民の学習・自主活動・生きがいづくり等の支援	9	拡充	教室活動	高齢者が気軽に参加でき、自分の趣味を広げ、学習の意欲を高められるよう、さまざまな教室を実施しています。初心者から経験者まで、健康や生きがいを持って充実したひとときを過ごしています。	教室活動開室数	利用者の固定化が見られたため、新規利用者を増やす取り組みとして、住区センター職員研修で「ターツ」を紹介して好評を得た。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、2月中旬より事業縮小、3月初旬に閉館したことから、3月は事業が未実施であった。	766室	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、4・5月は施設を休館していた。6月1日の施設再開に伴い、一部教室活動も再開しているが、従来と同等の内容での実施や、参加者は当面見込めず、実施事業の限定や参加人数の縮小による実施を想定していることから、目標値については下方修正する。	400室	960室	B	住区推進課
		10	継続	地域学習センター運営支援事業(地域学習事業)	指定管理者それぞれの新しい発想を活用しながら、区民が気軽に参加できる講座等を企画し、区民の生涯学習のきっかけづくり、仲間づくりができる環境づくりを支援します。	地域学習センター運営支援事業(地域学習事業)講座数(参加人数)	各センターで生涯学習のきっかけづくり、仲間づくりが出来るような講座やイベントを実施した。	1,948講座(40,224人)	引き続き区民が気軽に参加できる講座等を企画し、区民の生涯学習のきっかけづくり、健康体力づくりができる環境づくりを支援していく。	1,617講座(27,050人)	800講座(19,000人)	A(A)	生涯学習支援課
		11	拡充	スポーツ施設運営支援事業	指定管理者のノウハウを活かした区民が気軽に参加できるスポーツ教室・イベント等を企画し、生涯スポーツのきっかけづくり、仲間づくりができる環境づくりを支援します。	スポーツ教室・イベント等への参加人数	区内スポーツ施設における事業(通年)	129,033人	区内スポーツ施設における事業(通年)	130,000人	140,000人	A	スポーツ振興課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
相談体制の充実、利用の促進	施策2-1	1	継続	区民相談事業	区職員、行政書士による一般相談を実施します。また、専門相談員による相談(法律、税務、人権身の上、行政、不動産、社会保険・労務、登記)も実施します。さらに、7士業(行政書士・司法書士・社会保険労務士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・弁護士)による出張区民相談を支援します。	①一般相談の受付件数(電話、面接相談・予約不要) ②専門相談の受付件数(面接相談のみ・予約制) ③士業による出張区民相談の受付件数(7士業の活動支援)	各種相談を以下のとおり実施した。 ・一般相談(区相談員・行政書士)予約不要、平日毎日 ・法律相談(弁護士)予約制、平日毎日及び土曜日、日曜日に各月1回ずつ ・税務相談(税理士)及び不動産相談(宅地建物取引士)予約制、平日各月2回 ・人権相談(人権擁護委員)、行政相談(行政相談委員)、社会保険・労務相談(社会保険労務士)、登記相談(土地家屋調査士・司法書士)予約制、平日各月1回ずつ 周知方法:あだち広報や区HPへの掲載、区民事務所や住区センター等出先機関への配架等。	①10,369件(電話7,485件+面談2884件) ②2,847件 ③48件	6/18現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として各士業と協議の上、面談から電話相談への一時変更、一部休止の措置を講じている。休止理由としては、相談受けての移動を回避することで感染リスクを低下させる目的がある。慎重に事業を運営していく。休止以外は、電話相談で対応しているが、7/1より、対面相談が再開できるよう、各士業と協議・調整を進めている。各種相談日等は以下のとおりである。 【相談種別・日】 ・一般相談(区相談員・行政書士)予約不要、平日毎日 ・法律相談(弁護士)予約制、平日毎日及び土曜日、日曜日に各月1回ずつ ・税務相談(税理士)及び不動産相談(宅地建物取引士・不動産鑑定士-休止中)予約制、平日各月2回 ・人権相談(人権擁護委員)、行政相談(行政相談委員-休止中)、社会保険・労務相談(社会保険労務士)、登記相談(土地家屋調査士-休止中)・司法書士)予約制、平日各月1回ずつ 周知方法:あだち広報や区HPへの掲載、区民事務所や住区センターへの案内チラシの配布。さらにSNSを活用した普及啓発を研究し、区民相談事業の更なる利用拡大を図っていく。	①10,000件 ②2,700件 ③50件	①11,000件 ②3,030件 ③100件	①A ②A ③C	区民の声相談課
		2	拡充	生活困窮者自立支援事業	様々な課題を抱えた方からの相談を受け寄り添い支援を行いながら、就労・家計・家族関係・こころや健康等の複数・複雑な問題に、ハローワーク・保健師・弁護士等の専門家と連携して、総合的に対応しています。支援を必要とする方の早期発見・支援につながるよう、区内の関係機関・団体・事業者と連携した気づきのネットワークを広げることで、相談機能を充実させていきます。	くらしとごとの相談センター相談件数	庁内関係機関や要支援者発見のための通報に関する協定締結事業者との連携強化により、自ら相談できない要支援者の早期発見・支援に取組んだ。リーフレットの活用や相談会のチラシポスティングによる周知とともに、課題解決までいねいに寄り添った継続相談により、延件数の増加となった。	4,735件	複数・複雑な問題を抱えた相談者に対し、引き続き関係機関と連携して支援にあたり、要支援者発見のための通報に関する協定締結事業者等との連携強化により、気づきのネットワークを広げ、支援を必要とする方の早期発見・支援を進める。	4,800件	2,700件	A	くらしとごとの相談センター
		3	継続	女性相談事業	女性からの様々な悩み相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げていきます。相談は無料で、保育付きです。また、足立区や東京都等が実施している関連事業の情報を提供します。今後は、より気軽に利用して頂けるようにしていきます。	女性相談件数	女性からの様々な悩み相談を受け、必要に応じて、福祉事務所や警察、法律相談等関係機関へ繋いだ。また、女性向けの講座やエンパワメント講座にてチラシを配布する等周知に努めた。	631件	引き続き、女性からの様々な悩み相談を受け、必要に応じて福祉事務所や警察、法律相談等関係機関へ繋いでいく。また、女性向けの講座やエンパワメント講座にて周知を行い、利用数の増加に努めていく。	700件	750件	A	区民参画推進課
		4	継続	地域包括支援センター総合相談支援事業	高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援の窓口。介護、福祉、健康、施設入所の相談や見守り、声かけなどを実施します。今後とも、運営体制の強化・充実に努めます。	地域包括支援センターへの相談件数	前年度と比較して、相談件数は増加。公的機関や医療機関、近隣住民などからの相談が増えており、地域包括支援ネットワークの構築という観点で、進展が見られた。	79,228件	高齢者人口の中でも、後期高齢者の割合の増加が見込まれることから、相談件数は増加していくことが見込まれる。	87,120件	95,711件	B	地域包括ケア推進課
		5	継続	外国人相談	外国人相談窓口において、在住外国人に情報提供や関係機関への案内を行います。	外国人生活相談件数	新型コロナウイルス感染症の影響による相談者数の減少及び通訳ボランティア派遣の中止により、2月から3月にかけての数字が例年より大幅に減少し、実績は前年度を下回るものとなった。	2,380件	新型コロナウイルス感染症の影響による国や東京都等の貸付や給付金について問合せが多いので、常に最新情報を共有し相談者に対応する。	2,599件	2,600件	A	地域調整課
		6	新規	コールセンターにおける外国語対応	コールセンターにおいて外国語対応(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語~最大14ヶ国語対応可能)を平成30年度からスタートします。	コールセンターにおける外国語対応件数	外国語対応の仕組みについて、各所管より「お問い合わせコールあだち」へ対応協議が入る際に、チラシやポスター区ホームページなどでPRを行い、外国人への情報提供や問題解決に繋がりをよくする様に努めた。その結果、目標を達成することができた。	71件	引き続き、各所管にコールセンターには通訳による外国語対応の仕組みがあることを様々な媒体によるPRを促して行く。自然災害時などの場面で、外国語対応について研究することで、外国語圏の住民等の安全・安心へ寄与することを目指して行く。	75件	50件	A	区民の声相談課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性Ⅱ・4 全世代における孤立の防止		7	継続	【ASMAP】 こんにちは赤ちゃん訪問(再掲)	児童福祉法および母子保健法に基づき、生後3か月までの乳児がいる家庭を保健師又は助産師が訪問し、新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等、育児上必要な事項についての指導・助言とともに、子育て支援に関する情報を提供しています。また、支援を要する世帯へは複数回訪問を実施し、事業の充実を図っていきます。	赤ちゃん訪問の訪問延べ回数	令和元年度人口動態統計出生数は4,469人、訪問延べ回数は4,442人となっている。出生数が減少している中で、訪問希望者に対する訪問率は例年高い割合を維持している。特に支援が必要な世帯へは、妊娠期から産後期にかけての継続した支援として、複数回訪問を実施した。	4,442回	乳児の発育状況と生活状況の把握に加え、育児不安のピークが1~2か月と言われている中、産後うつ等になりやすい時期に相談にのることで母親のメンタルフォローも行っていく。また、令和2年度から「エジンバラ産後うつ病質問票」による産後の状況把握を行い、支援が必要な方には適切なケアを実施していく。	前年人口動態統計出生数の85%	前年人口動態統計出生数の85%	A	保健予防課 各保健センター
		8	拡充	子育てサロン(再掲)	乳幼児とその保護者が自由に集い、遊びながら交流したり、サロンスタッフへの相談などを通じて、子育ての不安解消や負担感の軽減を図ることで、育児での孤立を防ぎ、明るく楽しい子育てを応援します。	子育てサロン利用人数	商業施設等での出張子育てサロンを2か所3回実施し、子育てサロンのアウトリーチに踏み出し、新規利用者の拡大を図った。また、「足立区子育てサロン整備計画」を策定した。今後は、3タイプの機能を周知し、利用者の状況に合った子育てサロンを選択できるように整えていく。なお、2月以降新型コロナウイルスの影響で来室を控える利用者も目立つとともに3月2日以降は休室とした。	372,480人	新型コロナウイルス感染症予防のため、電話による相談事業を開始した。また、各サロンの動画を作成し発信を行っていき、利用については、4月20日より予約制、定員制を取り入れての開室とし、通常利用は状況に応じて再開していく。そのため、利用人数は大幅に減少する見込みである。	270,000人	447,000人	A	住区推進課
		9	新規	セーフティネット事業	ニートやひきこもりなど社会との関係が希薄で外出や社会参加を回避している状況に悩む者とその家族からの相談に応じながら、家庭への訪問や関係機関への同行支援を行い、ボランティア体験や居場所活動等により自立・就労へのステップアップを目指す。	セーフティネット事業の年間の新規相談件数	年齢を問わないひきこもり支援として、本人およびその家族へ電話・メール・来所による相談を実施した他、状況に応じて出張による相談や関係機関への同行も行った。相談内容を踏まえ、事業利用者ごとに支援方針を策定し、社会参加に向け適切な支援機関への誘導等を行った。	42人	従来の相談支援に加え、社会参加に向けた前段階の支援を必要とする方を対象に、セーフティネットあだちにおける居場所支援を実施する。グループプログラムやボランティア等、様々な体験活動や家族以外の他者と交流できる機会を提供していく。	80人	80人	C	くらしとしごとの相談センター
		10	拡充	孤立ゼロプロジェクト推進事業	「絆のあんしんネットワーク」として、地域包括支援センターを中心に町会・自治会、民生・児童委員、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関(事業者)が連携したネットワークにより、地域で支えあう「お互いさまのまちづくり」に取り組んでいます。また、町会・自治会における孤立ゼロプロジェクト実態調査を継続していくとともに、地域の方々による自主的な見守り活動(わがまちの孤立ゼロプロジェクト)に取り組む団体を「絆のあんしん協力機関」へ登録し、地域包括支援センターとの連携を強化していきます。	見守り、声かけ訪問などの活動件数	①「絆のあんしん連絡会」108回開催、「絆づくり通信」13回発行、「絆のあんしんネットワーク活動報告事例集」発行などを通して、地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークの強化を図った。 ②高齢者実態調査は、平成30年末に全町会・自治会で1回目の調査が終了し、2回目以降の調査を実施している。令和元年度は103団体が調査を実施した。 ③実態調査をきっかけに自主的な見守り活動(わがまちの孤立ゼロプロジェクト)を促し、13団体(累計94団体)が実施した。	1,757件	「絆のあんしん連絡会」の開催等により、引き続き、地域包括支援センターを中心としたネットワークの強化を図る。また、高齢者実態調査についても、二回目以降の調査を継続していく。調査をきっかけに自主的な見守り活動(わがまちの孤立ゼロプロジェクト)を促し、新たに16団体(累計110団体)での実施を目標とする。	1,800件	1,800件	A	絆づくり担当課
		11	継続	親子サロン(再掲)	親子が予約なしで立ち寄れるお休み処として月に2回開催しています。この中で、女性団体連合会会員の協力による読み語りやリズム遊びなどのイベントも実施しています。また、同施設内の情報資料室(小さな図書館)や啓発講座、ひとり親支援等についての情報提供を合わせて行っています。今後も、親子が気軽に立ち寄れるようイベントを工夫しながら役立つ情報を提供していきます。	親子サロン開催回数(参加組数) ※1回あたり最大8組	原則として、毎月第2・4木曜日にエルソフィア1階子ども室を利用して、22回開催した。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2回中止) 足立区女性団体連合会による手遊びやリズム遊び、折り紙等のイベントを行った。	22回 (166組)	原則として、毎月第2・4木曜日にエルソフィア1階子ども室を利用して開催する。あだち広報や区HPに加えて、親子向けの講座等で周知を行い、親子が気軽に立ち寄れるお休み処として、利用の拡大に努めていく。	24回 (160組)	24回 (160組)	A (A)	区民参画推進課
		12	拡充	住区de団らん	60歳以上の高齢者を対象に、悠々館で午後5時から7時までの時間帯に、団らんの時間と夕食の場を提供し、みんなで過ごす楽しさと仲間づくりを応援します。	住区de団らん開催回数(参加人数)	平成30年度の実施回数が12回未満の住区センターには、実施回数の増加に向けて個別に対応するなど支援してきた。だが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い2月中旬より事業縮小、3月初旬に住区センターを閉館したことから、2・3月は利用者が大幅に減少した。	694回 10,460人	当事業は不特定多数が集まり会話をしながら飲食(夕食)を一緒に楽しむものである。新型コロナウイルス感染症が拡大し長期化する中で、密接を伴うため事業を実施するのは感染拡大防止の観点から当面困難と判断。そのため目標値については下方修正する。	200回 (1500人)	1,150回 (12,500人)	B (A)	住区推進課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
	施策2-2 地域での声かけや見守りの促進	13	拡充	ちょっと涼んでいきませんか?(熱中症対策事業)	暑い時期の6月から9月まで、「ちょっと涼んでいきませんか?」ののぼり旗を掲出し、ウォーターサーバーを設置し、住区で涼しく過ごすイベントを実施します。憩いのひと時が過ごせるようさまざまな催しで取り組んでいます。今後も同時期に実施します。	ちょっと涼んでいきませんか?開催回数(参加人数)	住区センターにのぼり旗を掲出し、大広間を開放のうえ、猛暑避難場所として位置づけてきた。それに併せて、熱中症予防の普及啓発イベントを実施し、多くの高齢者に住区センターへ足を運んでいただくことで、猛暑時における高齢者の孤立化を防ぐことができた。開催回数、参加人数ともに微増した。	130回 (7,521人)	新型コロナウイルス感染症の状況を見つつ、可能な範囲で実施する。各住区センターにのぼり旗を掲出し、猛暑避難場所として位置付けをする。またウォーターサーバーを設置し、熱中症予防イベントを実施することにより、猛暑時における高齢者の孤立化の防止と熱中症予防の普及啓発を推進していく。	65回 (3,750人)	160回 (8,000人)	A (A)	住区推進課
		14	拡充	孤立ゼロプロジェクト推進事業(再掲)	「絆のあんしんネットワーク」として、地域包括支援センターを中心に町会・自治会、民生・児童委員、絆のあんしん協力員、絆のあんしん協力機関(事業者)が連携したネットワークにより、地域で支えあう「お互いさまのまちづくり」に取り組んでいます。 また、町会・自治会における孤立ゼロプロジェクト実態調査を継続していくとともに、地域の方々による自主的な見守り活動(わがまちの孤立ゼロプロジェクト)に取り組む団体を「絆のあんしん協力機関」へ登録し、地域包括支援センターとの連携を強化していきます。	見守り、声かけ訪問などの活動件数	①「絆のあんしん連絡会」108回開催、「絆づくり通信」3回発行、「絆のあんしんネットワーク活動報告事例集」発行などを通して、地域包括支援センターを中心とした関係機関のネットワークの強化を図った。 ②高齢者実態調査は、平成30年末に全町会・自治会で1回目の調査が終了し、2回目以降の調査を実施している。令和元年度は103団体が調査を実施した。 ③実態調査をきっかけに自主的な見守り活動(わがまちの孤立ゼロプロジェクト)を促し、13団体(累計94団体)が実施した。	1,757件	「絆のあんしん連絡会」の開催等により、引き続き、地域包括支援センターを中心としたネットワークの強化を図る。 また、高齢者実態調査についても、2回目以降の調査を継続していく。調査をきっかけに自主的な見守り活動(わがまちの孤立ゼロプロジェクト)を促し、新たに16団体(累計110団体)での実施を目標とする。	1,800件	1,800件	A	絆づくり担当課
		15	継続	地域包括支援センター総合相談支援事業(再掲)	高齢者や介護をしている家族の総合的な相談・支援の窓口。介護、福祉、健康、施設入所の相談や見守り、声かけなどを実施します。今後とも、運営体制の強化・充実に努めます。	地域包括支援センターへの相談件数	前年度と比較して、相談件数は増加。公的機関や医療機関、近隣住民などからの相談が増えており、地域包括支援ネットワークの構築という観点で、進展が見られた。	79,228件	高齢者人口の中でも、後期高齢者の割合の増加が見込まれることから、相談件数は増加していくことが見込まれる。	87,120件	95,711件	A	地域包括ケア推進課
取組みの方向性Ⅱ・5 多様な視点を防災・	施策2-3 育成・登用 防災女性リーダーの	1	継続	防災士資格取得費用助成事業	地域防災リーダーとしての役割を担う防災士の資格取得費用を助成することにより、防災区民組織等の自主防災組織を活性化し、地域防災力の向上を図ることを目的としています。	防災士資格取得研修受講者数(女性の数)	令和元年度は、防災士の有無にかかわらず全ての避難所運営本部の部長・庶務部長へ年2回募集通知を送付し、10名が受講した。 しかし、新型コロナウイルスの影響により2回目の防災士資格取得研修が中止となったため、1回目の受講者のみ助成となった。 なお2回目の受講者は研修が再開次第、令和2年度に助成する予定となる。	10人 (2人)	前年同様、全ての避難所運営本部の部長へ依頼し、25名分の資格費用助成の募集を行い、地域防災力の更なる向上を図る。 昨年度に受講できなかった方の助成を研修が再開次第行う。 避難所運営会議本部長・庶務部長会議において、防災士のいない避難所への新規配置および女性の防災士の増員について依頼を行っていく。	25人 (8人)	25人 (8人)	C (D)	災害対策課
		2	継続	避難所運営訓練(多様な視点を加えた取組み)	大地震発生時、区立小・中学校等が指定されている第一次避難所は、地域の町会・自治会で組織された避難所運営本部により運営します。災害に備え、多様な視点を加えた避難所の開設・運営訓練や防災意識の啓発等を行っています。	多様な視点を加えた避難所運営訓練実施回数	更衣室・授乳室など様々な用途で活用することができるプライベートテントの設置訓練や、備蓄物品(粉ミルクなど)の展示等、多様な視点を加えた避難所運営訓練を59回実施した。	59回	第一次避難所の中に妊産婦や乳児用の部屋を設けるよう、引き続き多様な視点を意識した避難所運営訓練を行っていく。 また、令和元年10月の台風19号を受けて、避難所となる施設の利用計画を見直し、妊産婦や乳児用の部屋を、事前に決めておくこととして進めていく。	70回	75回	B	災害対策課
		3	拡充	多様な視点を入れた地区防災計画	地域防災力向上のため、地域住民の自発的な防災活動に関する計画である「地区防災計画」について多様な視点を加えた策定を支援しています。	多様な視点を入れた地区防災計画策定団体数	町会・自治会ごとのワークショップなどを通じて、11団体での地区防災計画の策定を行った。 特に、町会・自治会の定例会の場をお借りしてワークショップを行った団体では、女性部からも多く参加があり、深まった議論を行うことができた。	40団体 (累計策定数)	令和2年度についても、12団体の策定を予定しており、地域に精通した町会・自治会の自主的な計画になるよう支援していく。 また、平成29年度に策定した10団体についても、既計画の見直し・検証を進めていく。	52団体	64団体	B	防災計画担当課

【基本目標Ⅱ】各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互理解が進む社会の醸成

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
減災・復興に生かせる社会風土の醸成	する多様な経験や意見を生かした災害対策の推進	4	継続	避難所運営会議本部長・庶務部長会議	避難所運営会議の本部長・庶務部長を対象とした会議を年に1度実施しています。会議では、避難所マニュアルを配付し、女性の視点を取り入れた避難所運営体制の整備、訓練の実施等と呼びかけています。	避難所運営会議本部長・庶務部長会議開催数	平成31年度(令和元年度)の避難所運営会議本部長・庶務部長会議は、①4月18日と②12月2日に実施しました。 ①毎年実施しており、取り組んでいただきたい訓練や、避難所に関する地域と区の共通認識を深めました。 ②令和元年10月の台風19号を受けて、臨時で開催しました。約33,000人が避難した区内避難所での対応などの課題について、質疑応答を中心に議論を深めました。	2回	令和2年度についても避難所運営会議本部長・庶務部長会議を実施し、引き続き女性の視点を取り入れた避難所運営体制の整備、訓練の実施等の呼びかけを行っていく。	1回	1回	A	災害対策課
		5	拡充	中学生消火隊	可搬消防ポンプによる消火訓練の体験や救出救助訓練、応急救護訓練等を学ぶことにより、防火防災意識の向上と、興味を持った生徒が男女にかかわらず、将来地域の防災リーダーとして活躍できる土壌を作ることを目指しています。	中学生消火隊の結成校数	昨年度未結成の中学校に対して、結成のお願いをし、区内全中学校(35校)で消火隊の発隊をすることができた。 ※現在の消火隊数は、区内35校に加え私立中学2校を加えた計37校である。	35校 (+私立2校)	防火防災意識の向上を目指し、消火隊員に対する普通救命講習の受講や消火ポンプ訓練、応急救護訓練、合同訓練を全校に対して行う。	35校 (+私立2校)	35校(全校)	A	災害対策課
		6	新規	災害対策の啓発出前講座	町会・自治会等を対象に災害対策について、女性や高齢者、マイノリティなど多様な視点を持った取組についての啓発および情報提供を行います。	男女共同参画の視点に立った災害対策の啓発講座参加団体数	災害時に小学校の避難所を開設する運営者に向け、性別だけでなく障がい者や妊産婦、外国人など様々な配慮を必要とする避難者に対応できる運営作りを学んだ。	1団体	避難所の開設にあたっては、多様性に配慮した運営が求められるため、引き続き、男女共同参画の視点にもとづく災害対策の必要性を周知していく。	2団体	5団体	D	区民参画推進課

【基本目標Ⅲ】DV等の暴力の根絶と支援体制の充実【足立区配偶者暴力対策基本計画】

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性Ⅲ・1 暴力の未然防止と早期発見に向けた土壌づくり	施策25 区民向けDV予防、早期発見等に関する啓発	1	継続	DV防止のためのリーフレット等による普及啓発事業	庁内の窓口や学校等でリーフレットを配布します。また広報やホームページを活用するほか、「女性に対する暴力をなくす運動」期間等の機会を捉えて、広く区民への啓発を行います。今後は内容を充実させ、より分かりやすく啓発していきます。	リーフレット配布部数リーフレット配布部数(庁内連絡会議の関係課窓口30カ所、デートDV講座実施8校)	関係各課の窓口やDV防止強化月間である11月に各図書館に配布し普及啓発を行った。また、医師会や薬剤師会にも配布を依頼し、広く区民へ配布できるよう努めた。さらに、中学校、高校においては、デートDV講座実施と共にデートDVリーフレットを配布し、デートDVの普及啓発を行った。	5,230部	引き続き関係各課や医師会、薬剤師会等へも協力を依頼し、普及・啓発を行っていく。また、講座等の実施の際にも配布していく。	3,000部	3,000部	A	区民参画推進課
		2	継続	区民向けDV防止啓発講座	DV被害者やDV被害者の支援者を対象とした、DV防止に関する啓発講座や情報提供を行います。人権侵害であるDV被害の防止の重要性や、近年増加傾向にある社会的DV・経済的DVの認知度を高めるための啓発に力を入れていきます。	DV防止啓発講座開催回数(参加人数)	DVの基礎知識や子どもへの影響、女性のための法律講座、モラルハラスメント、エンパワーメント、護身術等の講座を実施した。	14回(161人)	DVの基礎知識や子どもへの影響、女性のための法律講座、アサーション、エンパワーメント、護身術等の講座を継続して実施していく。	14回(182人)	14回(182人)	A(A)	区民参画推進課
		3	新規	男女共同参画週間等に合わせた特集コーナーによる啓発事業(再掲)	中央図書館や地域図書館において、男女共同参画週間(6月)とDV防止推進月間(11月)に合わせて関連図書の特集コーナーを企画することで、一般区民に情報提供していきます。	中央図書館や地域図書館の特集コーナーによる啓発事業の回数	事業開始前に特集時期を周知し、該当月に概ね各図書館が特集コーナーを企画し、事業の啓発を行った。	30回	男女共同参画週刊(6月)とDV防止推進月間(11月)に合わせて、中央図書館と各地域図書館が独自の図書を通じた特集コーナーを企画・連携を図る。*伊興図書館は7月まで改築のため、休館。鹿浜図書館は9月から改築のため、休館。佐野図書館は9月から12月まで、休館	27回	30回(2回×15館)	A	中央図書館
	施策26 等 の啓発	4	継続	デートDV防止出前講座	区内中学校・高校・大学等におけるデートDV防止啓発講座を実施し、デートDVに関する基礎知識や相談機関を案内します。引き続き、デートDVリーフレットを活用しながら、若い年齢から理解が深められるような内容で実施します。また、より多くの学校で実施できるよう働きかけを強化していきます。将来的には、特に高校で概ね3年に1回実施していきます。	デートDV防止出前講座実施校数	区立中学校1校、都立高校1校、私立高校1校で実施した。デートDVについての基礎知識や相談先などについて、ロールプレイングやイラスト等を用いて分かりやすく伝えた。	3校(延べ462人)	区内中学校、高等学校、大学での実施に向けて、出前講座の周知および実施拡大に引き続き努める。内容についても、生徒・学生に分かりやすく伝えられるよう講師と調整を図っていく。	8校	8校	D	区民参画推進課
	施策27 職員対象のDV予防、早期発見等に関する啓発	5	継続	区職員対象研修	各種窓口等において、状況に応じて適切な支援が行えるよう、DVに関する知識の普及と意識向上のために、職務関係者(担当1~2年目の職員)を対象とした研修を実施します。今後は、実務研修と連動させる等、窓口での適切な対応を目指し、より効果的な内容で実施します。	区職員対象研修参加人数	戸籍住民課と共催で実施した。DV対策基本計画推進会議の所管を主な対象として、住民基本台帳の支援措置、DV・デートDVについて、職員として求められる対応、窓口担当職員自身の心のケア等を内容とする研修を1回実施した。	81人	引き続き、DVの基礎知識や被害者への対応、住民基本台帳の支援措置に関する研修を実施する。	75人	150人	C	区民参画推進課
		6	継続	小中学校教員向け人権啓発普及事業(再掲)	高齢者、子ども、障がい者、犯罪被害者等、社会的弱者の理解と、自分と異なる他者への理解、相互理解を促進するための人権教育の充実のため、初任者研修や中堅教諭研修、人権教育研修等で、人権教育プログラム(学校教育編)の活用や人権教育の推進をしています。また、平成29年度は、小・中学校の教員を対象にした性同一性障害者や性的指向(LGBT)の人権に関する研修会を実施しました。	教員を対象とした、人権及びいじめ防止に関する研修会等の実施回数	①人権尊重教育推進校の研究成果を、発表会で報告し、報告書にて全校に周知した。 ②人権教育主担当者を対象とした、悉皆研修を、人権教育研修として年3回、いじめ防止研修会を年1回実施した。 ③人権尊重教育推進校の取組をモデルに、全校が「人権教育に関する年間指導計画」を作成し、計画に基づいた実践を実施した。 ④1年次研修において人権問題、いじめ問題に関する研修を実施した。	5回	①人権尊重教育推進校の取組経過を全校に周知する。 ②他区の研究発表会や中間報告会を悉皆研修として位置付け、人権教育研修として年5回実施する。 ③いじめ防止研修会を年1回実施する。 ④人権尊重教育推進校の取組をモデルに、全校が「人権教育に関する年間指導計画」を作成し、計画に基づいた実践を実施する。	6回	5回	A	教育指導課

【基本目標Ⅲ】DV等の暴力の根絶と支援体制の充実【足立区配偶者暴力対策基本計画】

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性Ⅲ・2 DV被害者への支援体制の充実	施策28 相談体制の充実、利用の促進(DV)	1	継続	区民相談事業(再掲)	区職員、行政書士による一般相談を実施します。また、専門相談員による相談(法律、税務、人権の上、行政、不動産、社会保険・労務、登記)も実施します。さらに、7士業(行政書士・司法書士・社会保険労務士・税理士・土地家屋調査士・不動産鑑定士・弁護士)による出張区民相談を支援します。	①一般相談の受付件数(電話、面接相談・予約不要) ②専門相談の受付件数(面接相談のみ・予約制) ③士業による出張区民相談の受付件数(7士業の活動支援)	各種相談を以下のとおり実施した。 ・一般相談(区相談員・行政書士)予約不要、平日毎日 ・法律相談(弁護士)予約制、平日毎日及び土曜日、日曜日に各月1回ずつ ・税務相談(税理士)及び不動産相談(宅地建物取引士)予約制、平日各月2回 ・人権相談(人権擁護委員)、行政相談(行政相談委員)、社会保険・労務相談(社会保険労務士)、登記相談(土地家屋調査士・司法書士)予約制、平日各月1回ずつ 周知方法:あだち広報や区HPへの掲載、区民事務所や住区センター等出先機関への配架等。	①10,369件(電話7,485件+面談2884件) ②2,847件 ③48件	6/18現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策として各士業と協議の上、面談から電話相談への一時変更、一部休止の措置を講じている。休止理由としては、相談受けての移動を回避することで感染リスクを低下させる目的がある。慎重に事業を運営していく。休止以外は、電話相談で対応しているが、7/1より、対面相談が再開できるよう、各士業と協議・調整を進めている。 。各種相談日等は以下のとおりである。 【相談種別・日】 ・一般相談(区相談員・行政書士)予約不要、平日毎日 ・法律相談(弁護士)予約制、平日毎日及び土曜日、日曜日に各月1回ずつ ・税務相談(税理士)及び不動産相談(宅地建物取引士・不動産鑑定士-休止中)予約制、平日各月2回 ・人権相談(人権擁護委員)、行政相談(行政相談委員-休止中)、社会保険・労務相談(社会保険労務士)、登記相談(土地家屋調査士-休止中)・司法書士)予約制、平日各月1回ずつ 周知方法:あだち広報や区HPへの掲載、区民事務所や住区センターへの案内チラシの配布。さらにSNSを活用した普及啓発を研究し、区民相談事業の更なる利用拡大を図っていく。	①10,000件 ②2,700件 ③50件	①11,000件 ②3,030件 ③100件	①A ②A ③C	区民の声相談課
		2	継続	女性相談(DV相談)	DVに関する女性からの相談を受け、必要に応じて関係機関に繋がっていきます。相談は無料で、保育付きです。また、足立区や東京都等が実施している関連事業の情報を提供します。今後は、より気軽に利用して頂けるように広報していきます。	女性相談(DV件数)	女性のDV被害に関する相談を受け、必要に応じて、福祉事務所や警察、区法律相談等関係機関へ繋いだ。また、女性向けの講座やエンパワメント講座にてチラシを配布する等周知を行い、利用数の増加に努めた。	475件	引き続き、女性のDV被害に関する相談を受け、必要に応じて、福祉事務所や警察、区法律相談等関係機関へ繋いでいく。また、女性向けの講座やエンパワメント講座等で周知を行い、利用数の増加に努める。	500件	500件	A	区民参画推進課
		3	継続	男性DV電話相談	男性がDV被害を相談できる場所として、平成29年度から男性電話相談を実施しています。今後は、気軽に利用していただけるように、広報していきます。	男性DV電話相談件数	男性のDVに関する相談を受け、必要に応じて、区法律相談等関係機関へ繋いだ。また、HP等で周知を行なった。	10件	引き続き、男性のDV被害に関する相談を受け、必要に応じて、福祉事務所や警察、区法律相談等関係機関へ繋いでいく。また、HP、男性向けの講座等で周知を行い、利用者の増加に努める。	10件	10件	A	区民参画推進課
		4	継続	面接相談	婦人相談員や母子父子自立支援員等が、DV被害に関する必要な相談や援助を行います。また、DV被害者が一時保護を受けたあと、生活に不安がある方に対して、自立への支援を行います。	婦人相談員・母子父子自立支援員による面接相談件数	婦人相談員や母子父子自立支援員等が、DV被害に関する必要な相談や援助を行った。また、DV被害者が一時保護を受けたあと、生活に不安がある方に対して、自立への相談・支援を行った。	450件	適宜実施。 婦人相談員や母子父子自立支援員等が、DV被害に関する必要な相談や援助を行います。また、DV被害者が一時保護を受けたあと、生活に不安がある方に対して、自立への支援を行います。	600件	600件	B	足立福祉事務所各福祉課
		5	継続	経済支援の相談(Ⅳ-2の再掲)	ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行います。	ひとり親世帯からの生活相談件数(延べ)	ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行った。	232件	適宜実施。 ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行います。	300件	300件	B	足立福祉事務所各福祉課

【基本目標Ⅲ】DV等の暴力の根絶と支援体制の充実【足立区配偶者暴力対策基本計画】

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課	
関係機関相互の情報共有、連携体制の充実		6	継続	区職員対象研修(再掲)	各種窓口等において、状況に応じて適切な支援が行えるよう、DVに関する知識の普及と意識向上のために、職務関係者を対象とした研修を実施します。今後は、実務研修と連動させる等、窓口での適切な対応を目指しより効果的な内容で実施します。	区職員対象研修参加人数	戸籍住民課と共催で実施した。DV対策基本計画推進会議の所管を主な対象として、住民基本台帳の支援措置、DV・デートDVについて、職員として求められる対応、窓口担当職員自身の心のケア等を内容とする研修を1回実施した。	81人	引き続き、DVの基礎知識や被害者への対応、住民基本台帳の支援措置に関する研修を実施する。	75人	150人	C	区民参画推進課	
		7	継続	こころといのちの相談支援事業	女性が抱えがちな悩み(こころ・子育て・介護・DV等)の相談先を記した相談窓口一覧カードを作成。庁舎内各窓口や女性個室トイレ等に設置して相談窓口の周知を図っています。	相談窓口一覧カード配布枚数	庁内各窓口や女性個室トイレ、関係機関相談窓口、スーパーサッカー台等への設置、補充を行なった。	12,000枚	庁内各窓口や女性個室トイレ、関係機関相談窓口、スーパーサッカー台等への設置、補充を継続していく。	12,000枚	12,000枚	A	こころとからだの健康づくり課	
	施策29	8	継続	配偶者暴力対策基本計画推進会議	DV対策やDV被害者支援のため、庁内関係課で組織します。計画の進行管理や各所管の施策の情報共有を行い、関係機関相互に連携と対策の推進を図ります。今後もより密な庁内連携を図り、DV被害の防止に取り組みます。	配偶者暴力対策基本計画推進会議開催回数	6月に庁内各関係所管課に周知をして開催した。DV被害者支援に関する各所管課の施策の確認や情報の共有、事例検討を行い、関係機関相互の連携強化に努めた。(新型コロナウイルス感染拡大防止のため1回中止)	1回	引き続き、庁内各関係所管課のDV被害者支援に関する各所管課の施策の確認や情報共有、事例検討を行い、関係機関相互の連携強化に努めていく。	2回	2回	C	区民参画推進課	
		9	継続	配偶者暴力対策庁外連絡会	警察や民間団体等関係機関と連携し、DV被害者の支援が円滑に進むよう事例検討や情報共有を行います。連絡会での事例検討などを生かし、被害者毎に適した支援が出来るように連携・協力をしています。	配偶者暴力対策庁外連絡会開催回数	警察や民間団体等関係機関と連携し、DV被害者の支援が円滑に進むよう事例検討や情報共有を行った。 第1回:令和2年1月21日	1回	DV被害者の支援が円滑に進むよう警察や民間団体等関係機関との連携体制を強化していく 第1回:令和2年7月予定 第2回:令和3年2月予定	2回	2回	C	生活保護指導課	
		10	拡充	生活困窮者自立支援事業(DV関連)	様々な課題を抱えた方からの相談を受け寄り添い支援を行いながら、就労・家計・家族関係・こころや健康等の複数・複雑な問題に、ハローワーク・保健師・弁護士等の専門家と連携して、総合的に対応しています。支援を必要とする方の早期発見・支援につながるよう、区内の関係機関・団体・事業者と連携した気づきのネットワークを広げることで、相談機能を充実させていきます。	DV関連相談件数	生活困窮者自立支援相談窓口で受けた相談のうち、DV関係の相談については緊急度に応じて、所管の福祉課、戸籍住民課、法律相談等に適切につながりました。	40件	生活困窮者自立支援相談窓口で受けたDV関係の相談については、相談者の安全を最優先としたうえで、緊急度に応じて、所管の福祉課、戸籍住民課、法律相談等に適切につながります。	35件	35件	A	くらしとごとの相談センター	
	施策30	DV被害者へのエンパワメント(カづけ)	1	継続	エンパワメント講座	DV被害等で心の傷ついた方を対象に自己肯定感を高めるための講座を実施します。今後も、広くDVの理解を促すと共に、DV被害を受けていることへの気づき、そこから一歩踏み出すためのカづけ、ワークショップ等を通した仲間づくりを実施していきます。	エンパワメント講座開催回数(参加人数)	DV被害者等のエンパワメントを行うため、自己肯定感醸造講座(ヨガとアサーティブコミュニケーション、アロマと自己回復トレーニング)を2回連続講座で合計3回実施した。	6回(54名)	DV被害者等のエンパワメントを行うため、自己肯定感醸造講座(ヨガとアサーティブコミュニケーション、アロマと自己回復トレーニング)を2回連続講座で合計3回実施する。 ①6月開催中止(新型コロナウイルス感染拡大防止のため) ②10月実施予定 ③2月実施予定	6回(88名)	6回(88名)	A(B)	区民参画推進課
			2	継続	公的施設(母子生活支援施設等)の利用案内	区内に避難をしてきた世帯について、母子生活支援施設等公的な施設や社会資源について情報提供を行います。	ひとり親世帯等の公的施設等利用相談件数(DV)	区内に避難をしてきた世帯や様々な理由で居所を失った世帯に対して、母子生活支援施設等公的な施設や社会資源について情報提供を行った。	62件	適宜実施。 区内に避難をしてきた世帯や様々な理由で居所を失った世帯に対して、母子生活支援施設等公的な施設や社会資源について情報提供を行う。	60件	60件	A	足立福祉事務所各福祉課

【基本目標Ⅲ】DV等の暴力の根絶と支援体制の充実【足立区配偶者暴力対策基本計画】

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60~80%未満 C:目標の40~60%未満 D:目標の20~40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
取組みの方向性Ⅲ・3 DV被害者の自立に向けた支援	住宅確保、職業訓練、就労等に関する計画的な支援	3	新規	女性向け就労セミナー(再掲)	再就職や転職を目指している女性が、就職活動にあたり必要なノウハウを身につけ、今後の求職活動に役立てるためのセミナーを開催します。	女性向け就労セミナー開催回数(参加人数)	東京都しごとセンターと共催で、女性の再就職支援の連続5日講座を開催した。講座後希望者は企業へ職場体験をすることもでき、再就職活動の具体的な一歩となった。また、子ども施設整備課との連携で、保育に関する再就職セミナーを3回行った。	8回 (120人)	マザーズハローワーク日暮里と連携して、女性の再就職に向けて①「概念編」②「実践編」に分けて講座を行い、自分に合った働き方を見つめ直した上で、就職につながる面接などについて講義し、求職活動に役立てることを目的とする。	2回 (40人)	2回 (40人)	A (A)	区民参画推進課
		4	継続	ジョブブーネット(再掲)	就労と雇用に関する区のウェブサイトであるジョブブーネットにおいて、厚生労働省の「知って役立つ労働法」や東京都の「ポケット労働法」などへのリンクを設けています。区としての情報提供のほか、国や都から最低賃金や労働関連法令・事業などの周知依頼があった場合に協力しています。	ジョブブーネット(トップページ及びサポート窓口・サービス・制度のご案内のページ)アクセス件数	マンスリー就職面接会や区内中小企業人材確保支援事業等実施事業の情報のほか、有期契約労働者の無期転換への申込権発生や働き方改革関連の国や都のお知らせの掲載やリンク設定等情報提供を行った。	3,718件	引き続き関連機関の情報提供を行い、労働関連法令・事業等の周知を強化していく。	5,000件	8,500件	C	企業経営支援課
		5	継続	就学の相談受付と支援	DV等で居所を隠す必要があり、現住所に住民登録を異動できない保護者が児童や生徒の就学を希望する場合、特殊事情として就学の相談を受け、就学支援をしています。また、区内に住民登録しているが、DV等で居所は別という方に対しても同様の支援を行っています。	就学支援相談受付件数	DV等で居所を隠す必要がある小・中学校への新入学者、転校生の相談に応じ、学校や施設等とも連携して、就学機会の確保に努めた。	32件	引き続き支援対象者からの就学相談に応じ、就学機会の確保に努めて行く。	50件	60件	C	学務課
	施策3-2 た環境下での安全やかな仲間づくり	6	継続	エンパワーメント講座(再掲)	DV被害等で心の傷ついた方を対象に自己肯定感を高めるための講座を実施します。今後も、広くDVの理解を促すと共に、DV被害を受けていることへの気づき、そこから一歩踏み出すための力づけ、ワークショップ等を通した仲間づくりを実施していきます。	エンパワーメント講座開催回数(参加人数)	DV被害者等のエンパワーメントを行うため、自己肯定感醸造講座(ヨガとアサーティブコミュニケーション、アロマと自己回復トレーニング)を2回連続講座で合計3回実施した。	6回 (54名)	DV被害者等のエンパワーメントを行うため、自己肯定感醸造講座(ヨガとアサーティブコミュニケーション、アロマと自己回復トレーニング)を2回連続講座で合計3回実施する。 ①6月開催中止(新型コロナウイルス感染拡大防止のため) ②10月実施予定 ③2月実施予定	6回 (88名)	6回	A (C)	区民参画推進課
		施策3-3 DV被害者の子どものケア	7	継続	【ASMAP】乳幼児健康診査(再掲)	乳幼児健康診査を通して、疾病等の早期発見に努め、要治療者には専門医療機関へ受診勧奨するとともに、経過観察健康診査や保健指導により、乳幼児の健やかな成長を促します。育児困難状態を未然に防ぐため、適切な関係機関につないでいきます。	乳幼児健康診査実施回数(受診人数)	受診率はほぼ横ばいで推移し、高い受診率を維持している。赤ちゃん訪問ができなかった世帯に対し、3~4か月児健康診査で乳児・母親の状況を確認し、フォローする機会としている。疾病や異常の疑いがある場合は、精密健康診査につなげるなど重要な役割を果たしているため、未受診者の受診勧奨を強化した。	383回 (14,092人)	乳幼児健康診査は、乳幼児の疾病や異常の早期発見のほか、母親の育児不安の軽減やメンタルフォローの場にもなっている。引き続き、妊娠中からの継続的な支援やその情報をもとにした総合的な健診の場として、育児に関する悩みや発達の相談等も行っていく。	410回 (16,300人)	410回 (16,300人)	A (A)
	8		継続	養育支援訪問	様々な原因で、養育支援が必要となっている家庭を訪問して、職員が具体的な養育に関する指導助言等を行っています。引き続き、適切な支援を実施していきます。	養育支援訪問回数	増加する相談件数に対応する形で職員数を増員し、専門的相談支援の充実を図った。	1,083回	相談に従事する職員数を令和元年度よりさらに増員し、また、課内研修を実施し専門知識を深め、質・量共に充実を図る。	1,100回	600回	A	こども家庭支援課

【基本目標Ⅳ】生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援 ～特にひとり親家庭への支援～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
支援の必要な子どもと保護者を相談窓口に繋げる支援	施策34 子どもの貧困に関する理解促進	1	継続	子どもの貧困対策啓発事業	講演会・啓発活動を実施し、地域やNPO、民間企業等に子どもの貧困対策への理解と協力を求めています。	子どもの貧困対策啓発活動の実施回数(令和3年のみ参加人数)	・区職員新任・異動者研修(4月～5月) ・教員研修(4月～12月) ・子どもの貧困対策講演会(11月) ・「未来へつなぐ あだちプロジェクト(足立区子どもの貧困対策実施計画)」新計画策定(年度末)	25回	・子どもの貧困対策講演会(12月) ・子どもの未来を応援する活動団体交流会 ※研修については、新型コロナウイルス感染症の影響で、中止となることが多いため、資料配布にとどめる。	2回	12回(180人)	A	子どもの貧困対策担当課
		2	拡充	生活困窮者自立支援事業(子ども関連)	様々な課題を抱えた方からの相談を受け寄り添い支援を行いながら、就労・家計・家族関係・こころや健康等の複数・複雑な問題に、ハローワーク・保健師・弁護士等の専門家と連携して、総合的に対応しています。支援を必要とする方の早期発見・支援につながるよう、区内の関係機関・団体・事業者と連携した気づきのネットワークを広げることで、相談機能を充実させていきます。	子ども関連相談件数(延べ)	生活困窮者からの相談を受ける中で子どもに関連する問題が思料される場合は、関係所管等に確認して子どもの状況等を把握し、適切に関連する行政機関等につないだ。	522件	子どもへの支援が必要と考えられる相談については、こども支援センターげんきなど関連する行政機関等と連携して、子どもの状況を把握し、適切な支援につなぐ。	500件	500件	A	くらしとこころの相談センター
	施策35 支援の必要な子どもと保護者を相談窓口	3	継続	こころといのちの相談支援事業(SOSの出し方教育の実施)(保健師出張分)	若年者向け自殺対策に資する教育として、区内小中学校を対象に「SOSの出し方教育」を実施してきました。将来起きるかもしれない様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけることを目指しています。30年3月にDVD教材(区の協力により都が作成)が全校に配布され、30年度から小学校5～6年と中学校でそれぞれ一回ずつ、区内全小中学校で実施する予定です。各学校でスムーズに実施されていくように、保健師を派遣して支援します。	SOS出し方教育の実施学校数(保健師出張分)	小学校19校、中学校4校で保健師を派遣してSOSの出し方教育「自分を大切にしよう」を実施した。	23校	30年3月にDVD教材(区の協力により都が作成)が全校に配布され、小学校5～6年と中学校でそれぞれ一回ずつ行なわれることになった。全学校でスムーズに実施されていくように、保健師を派遣してSOSの出し方教育について支援する。	20校	20校	A	こころとからだの健康づくり課
		4	新規	こころといのちの相談支援事業(SOSの出し方教育の実施)(学校実施分)	若年者向け自殺対策に資する教育として、区内小中学校を対象に出張授業「自分を大切にしよう」を実施しています。将来起きるかもしれない様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけることを目指しています。30年3月に都教育委員会より配布されたDVD教材を活用し、小中学校の授業を推進します。	SOS出し方教育の実施学校数(学校実施分)	・小学校第5,6学年、中学校第1学年でそれぞれ1単位時間以上授業を実施。 ・小中学校で出張授業「自分を大切にしよう」を希望校に実施。	104校	・小学校第5,6学年、中学校第1学年でそれぞれ1単位時間以上授業を実施。 ・小中学校で出張授業「自分を大切にしよう」を希望校に実施。	104校	104校	A	教育指導課
		5	継続	教育相談事業	不登校や発達障がい等、子育てや教育上のあらゆる相談に応じています。今後は適応指導教室の増設やフリースペースの開設を検討していきます。	教育相談回数	不登校や発達障がい等、子育てや教育上の相談に応じた。相談実人数は、1,490人、主訴別では不登校が約47%、発達障がい傾向が約11%、学習のおくれが約9%であった。	21,679回	引き続き、不登校や発達障がい等、子育てや教育上の相談に応じていく。また、今年度新たに校内型適応指導教室を2カ所開設し、児童生徒に対し、より適切な支援を提供する。	24,000回	20,000回	A	教育相談課
		6	継続	スクールカウンセラー派遣事業	勉強の遅れや不登校など学校生活の子どもや保護者の悩みに心理的側面から寄り添い、教職員との連携により問題の未然防止や早期改善を図っています。大規模校や課題のある学校への配置やスクールカウンセラーの資質の向上に努めています。	スクール・カウンセラー相談回数	学校において、子どもや保護者の悩みに心理的側面から寄り添い、教職員との連携により問題の未然防止や早期改善を図った。小学校では、発達障がい等の相談は減少したが、性格・行動等の相談は増加した。中学校では、友人問題等の相談は減少したが、情緒不安定等の相談が増加した。	36,768回	引き続き、学校において、子どもや保護者の悩みに心理的側面から寄り添い、教職員と連携し問題の未然防止や早期改善を図っていく。	36,400回	32,500回	A	教育相談課
		7	継続	スクール・ソーシャル・ワーカー活用事業	不登校等の困難な課題について福祉的な視点から関係機関と連携し、子どもの環境に働きかけ、課題解決につなげていきます。今後、学校への派遣方法の検証を行い、より効果的な活動の実現に向け、検討していきます。	スクール・ソーシャル・ワーカー学校訪問回数	区内全域を14グループに分け、統括スクールソーシャルワーカー3名、一般スクールソーシャルワーカー11名の14人体制で各学校に派遣した。相談総件数は424件。内訳は単回相談34件、継続相談390件であった。	2,440回	統括会議及び地区連絡会議は令和元年度と同様の開催とし、個別支援会議についても随時実施する。	2,200回	2,200回	A	教育相談課
		8	継続	要保護児童対策地域協議会	要保護児童・要支援児童について関係機関と連携し、支援するために、各種会議を開催しています。引き続き、関係機関とのネットワークの体制強化を図っていきます。	要保護児童対策地域協議会各種会議の開催回数	区内各関係機関の代表者による「代表者会議」(1回)、地区連絡会議(7回)および各相談案件ごとに関係者を集め、区内各所で随時実施する個別支援会議(ケースカンファレンス)を実施した。	256回	代表者会議及び地区連絡会議は令和元年度と同様の開催とし、個別支援会議についても随時実施する。	280回	220回	A	こども家庭支援課

【基本目標Ⅳ】生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援 ～特にひとり親家庭への支援～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
関係機関相互の連携による子どもへ	施策36	9	拡充	ひとり親家庭交流事業(サロン豆の木)(再掲)	ひとり親同士が、就業、生活、子育て等についての悩み相談や情報交換を通して、仲間づくり、自己有用感の回復、子育て・生活に対する前向きな姿勢を築くことを促進します。	ひとり親家庭交流事業参加世帯数(延べ)	月3回のサロンを33回開催。うち9回は新しい地域で実施した。また、体験型サロンではデイキャンプや芋掘り体験を行った。台風やコロナの影響を受け、予定していた企画の一部が実施できなかった。	273世帯	よりニーズに合った支援を行うため企画型(月2回開催)と相談支援型(月1回開催)の2つの体系でサロンを実施。親子の体験機会の提供だけでなく、相談支援、ひとり親家庭同士の交流促進を強化していく。	480世帯	480世帯	C	親子支援課
		10	継続	あだちっ子歯科健診事業	むし歯が増えやすい年少児(4歳)～年長児(6歳)を対象に、(公社)東京都足立区歯科医師会、各保育施設、認定こども園、幼稚園等が連携、協調しながら、就学前の児童のむし歯予防及び早期の治療に繋がる取り組みを進めています。今後も歯科治療が必要な子どもへの受診勧奨の強化するとともに、歯みがき習慣づくりなどに取り組んでいきます。	4～6歳児の歯科検診受診者数	教育・保育施設については、14園が新規開設したが、説明会で事業の意義や流れを丁寧に説明し実施することができた。また、事業が定着し、未受診者や途中入園者への積極的な受診勧奨により受診率が99.4%と上昇した(前年度99.0%)。未通園児等についても早期に複数回ハガキ等で案内をするとともに、対象者が利用する発達・療育施設へは直接訪問し連携と周知を強化したことで受診率が12.5%と上昇した(前年度11.6%)。	15,653人	教育・保育施設は今年度も新規開設が21園あるため、引き続き丁寧に対応し事業の定着化をすすめていく。未通園児等は、郵送書類の改善とハガキ等による複数回の受診勧奨を継続するとともに、健診前から関係機関との連携を強化し、特に外国籍家庭の受診率向上を目指して取り組んでいく。未受診者は、ケース分析を引き続き行うとともに、健診実施後も庁内各所管や関係機関と連携してフォローできる仕組みを検討する。	15,000人	15,000人	A	子ども政策課
子どもを支援するNPO・ボランティアの育成	施策37	11	拡充	公益活動げんき応援事業(助成採択団体のうち子どもを応援する事業を実施する団体数)	子どもの学習支援や居場所づくり(食事の提供含む)に取り組むNPO法人や任意団体等が実施する事業に対し、事業費を助成します。	公益活動げんき応援事業で採択された、子どもを応援する事業を実施する団体数	採択事業37件のうち、子どもの居場所づくり、子ども食堂、学習支援等の子どもを応援する事業を実施する団体は、22件(59.5%)が採択された。	22団体	全登録団体あてに助成金の募集要項を送付して周知を進めるとともに、あだち広報、NPO団体へのメールマガジンを活用して情報発信を強化していく。	17団体	17団体	A	区民参画推進課
		12	継続	子どもの居場所づくり事業(再掲)	区内学習センターのロビーなどを活用して、小中学生が気軽にかつ安全に勉強や読書、おしゃべりなどができる場「フリースペース」を提供します。	フリースペース開設日数	各センターのロビー等を活用し、フリースペースを設置した。(大規模改修1施設除く)	14館 各347日間	継続して各施設でフリースペースを設置する。	14館 各346日間	14館 各346日間	A	生涯学習支援課
		13	拡充	居場所を兼ねた学習支援(再掲)	保護者が仕事のため、夕方から夜にかけて子どもだけで過ごしている、または、兄弟姉妹が多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な中学生を主な対象として家庭に代わる学習と安心して過ごせる居場所を提供します。将来的に自立した社会生活ができるよう、進学後の高校生にも支援を継続していきます。	居場所を兼ねた学習支援事業利用者数	拠点となる施設4箇所と分室(ランチ)3箇所において、主に中学生に対しマンツーマン指導での学習の機会と安心して過ごせる居場所を提供した。居場所ではNPO法人や社会奉仕団体、地域の団体等の協力を得て、食事や体験活動等を行うことで、中学生等の自己肯定感を向上に取り組んだ。また、登録したものの施設に通ってこない者や、支援が必要にも関わらず登録に至らない者に対し、家庭訪問を通じ保護者を含めた世帯全体に支援を拡大した。	313人	中学生や保護者への相談や助言、家庭訪問による意欲喚起、関係機関等と情報共有を図りながら、中学生の世帯全体を支援していく。特に登録したものの施設に通ってこない者や支援が必要にも関わらず登録に至らない者に対し、学校やSSW、教育相談などと連携を強化していく。また、高校生の進学後の利用ニーズに対応するとともに、進路選択や就労に関する相談に応じ、高校なども連携の上で、くらしとごとの相談センターで実施するジョブサポートあだちによるセミナー、就労体験、無料職業紹介を活用して将来の具体的な自立を支援していく。	330人	370人	A	くらしとごとの相談センター
		14	継続	あだちはじめてえほん事業	3.4ヶ月児健診時・1歳6ヶ月健診時に絵本を配布することで、各地域図書館に来てもらい乳幼児期の読書の習慣化の定着と学習による自己肯定感を得るきっかけとします。	絵本の配布冊数(配布率)	アンケートの結果から、保護者の読書習慣が子どもの読書習慣に関係があることを知っている割合が昨年度よりも増えており、保護者の認識に変化が見受けられた。図書館のPR効果と考えられる。	3.4ヶ月 4,600冊 配付率99% 1歳6ヶ月 3,219冊 引換え率63%	1歳6ヶ月児健診対象者に対しては、配付する絵本を入れ替え、引き換え率の向上につなげる。また、アンケートの結果から、引き換えを忘れてしまった者が見受けられた。身近な施設で絵本を引き換えられることは、今後の施設利用や本を親しむきっかけとなるため、引き換え施設の周知を強化し、引き換え率の向上に努める。	3.4ヶ月 配付率99% 1歳6ヶ月 引換え率70%	10,100冊 3.4ヶ月 (配布率100%) 1歳6ヶ月 (配布率100%)	B (A)	中央図書館

【基本目標Ⅳ】生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援 ～特にひとり親家庭への支援～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
施策38 子どもへの学習・芸術・スポーツ活動などの機会提供による自己肯定感の醸成		15	拡充	児童館工作体験	児童館では、健全育成に資する豊かな遊びを提供しています。毎月、工作体験の時間を設け、科学遊び、学びや発見等のある取り組みを行い、子どもたちの興味、関心の芽を育みます。	児童館工作体験回数(参加人数)	オリンピックパラリンピック関連の工作、手芸、科学遊び等の他、令和元年度から「子どもの未来応援校」事業実施により、絵手紙や染色、実験等も取り入れられ、子どもたちの学びや発見につながった。新型コロナウイルス感染症拡大により、2月からの工作実施は見送られたが、体験回数、参加数ともに目標値以上となった。	2,194回 (56,663人)	新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中で、児童館は4・5月と休館しており、6月1日より児童館特例利用のみ再開しているが、一般利用の再開は当面の間見通せない。工作や手芸等人との密接が生じる事業でもあることから、未実施期間の継続や実施規模の縮小を見込んで目標値を設定する。	312回 (6,240人)	1,560回 (45,200人)	A (A)	住区推進課
		16	拡充	児童館多世代交流事業	子どもが育つ力を育むために、多世代が集う住区センターの特性を活かして、高齢者と小学生と一緒に、昔遊び体験や季節の行事の参加、乳幼児親子と中高生のふれあい事業等、様々な世代間の交流を行っていきます。	児童館多世代交流事業実施回数(参加人数)	高齢者とは伝承遊びや囲碁、季節の行事等、乳幼児とはふれあい事業やミニ運動会等を行った。多世代交流は、それぞれの年代にとって好評であり、子どもたちにも良い体験となった。2月に入り中止になった事業もあるが、交流回数、参加人数ともに大幅に増加し、目標以上となった。	227回 (14,804人)	新型コロナウイルス感染症拡大が長期化する中で、児童館は4・5月と休館しており、6月1日より児童館特例利用のみ再開しているが、一般利用の再開は当面の間見通せない。乳幼児や高齢者とかかわる事業でもあることから、未実施期間の継続や実施規模の縮小を見込んで目標値を設定する。	52回 (1,040人)	104回 (6,500人)	A (A)	住区推進課
		17	拡充	放課後子ども教室	放課後に子どもたちが安心して活動できるよう、遊びや学びの場を提供すると共に、体験活動の充実等による交流活動を通じ、多様な価値観に触れることで子どもたちの自尊感情を高め自立心を育みます。	放課後子ども教室における学校・実行委員会との話し合いの回数	放課後子ども教室巡回等による運営支援やブロック会議等での情報共有、話し合い、10年を迎えた実行委員会へ感謝状贈呈などにより、全学年実施校の拡大と事業運営の安定化につながった。また、NPO法人や民間企業との連携と地域人材の活用により、ピプリオバトル体験、将棋教室、楽器体験等の体験プログラムを実施し、事業内容を充実させることができた。3月2日以降の新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休校に伴い、放課後子ども教室も休止した。	231回	6月1日以降の学校再開に対し、新型コロナウイルス感染症対策を十分行いながら、放課後子ども教室の再開に向けた支援をしていく。また、臨時休校に伴う、夏休みと冬休みの短縮についても、実行委員会の協力を得ながら、子どもの居場所づくりを進めていく。全学年実施を目指し、引き続き未実施校の課題の対応に努めていく。スタッフ確保等、運営課題に対して取り組んでいく。	240回	100回	A	学校支援課
		18	拡充	小中学生対象のスポーツ事業学校	スポーツ施設及び学習施設指定管理者が、子どもを対象としたスポーツ教室・スポーツイベント等の事業を実施し、スポーツの機会を提供します。	小中学生対象のスポーツ事業実施数(事業参加者数)	区内スポーツ及び生涯学習施設における事業(通年)	306回 (22,632人)	区内スポーツ及び生涯学習施設における事業(通年)	310回 (23,000人)	300回 (2,800人)	A (A)	スポーツ振興課
		19	拡充	中高生のふらっとスペース	保護者の就労等により、家庭でひとりで過ごすことが多い中高生が、安心して自由に過ごせる場を提供すると共に、中高生同士の交流のきっかけの場となっています。	中高生の居場所ふらっとスペースの実施回数	関原・佐野・神明・新田の4カ所を実施。近隣中学校にチラシを配布や広報等により周知した。新田では一定の参加者がいたが、残りの3カ所については参加者が少なく、周知が不足していた。	252回	佐野・神明・新田の3カ所を実施。新型コロナウイルスの影響で、新田については6月より実施。神明・佐野については、9月より実施の予定。SNSやちらし等を活用し、幅広く周知する。	122回	452回	C	青少年課
		20	拡充	子どもと大人の文化芸術事業	文化芸術の裾野を広げ、子どもから大人までが質の高い文化芸術活動に触れる機会を提供します。	子どもと大人の文化芸術事業委託の参加人数	舞台鑑賞事業を1事業、体験型事業2事業、アウトリーチ事業1事業を実施した。アウトリーチ事業について、規模を縮小して実施したため前年度比で人数が減少した。	舞台鑑賞 539人 体験型 26人 アウトリーチ 5,006人	舞台鑑賞事業2事業、アウトリーチ事業2事業、体験型事業1事業を実施する。	6,000人	7,000人	B	地域文化課
		21	継続	大学連携による体験事業	「あだちの大学リレー企画」として、年に2～3大学と実施。各大学の特色を活かしたワークショップ等を企画し、子どもや保護者がキャンパスを訪れ大学生とも交流することで、大学を身近に感じ将来の進路を考えるきっかけとしています。各大学の魅力が十分に発揮される形で継続実施していくため、引き続き各大学との密な調整を進めていき、文教大学とは平成33年キャンパス開設前の実施について協議していきます。	あだちの大学リレー企画回数	計2回実施し、参加者合計187人であった。東京電機大学とは小学4～6年生の保護者向け講演会「子ども同士がグッドな関係を築けるコミュニケーション術」を実施し158人が参加。東京藝術大学とは小学1～3年生対象ワークショップ「みんなで楽しむ音楽とダンス」を実施し29人が参加(申込89人、当選46人)。放送大学と実施予定であった小学3・4年生と保護者対象ワークショップ「心で感じて体であそぶ ヒョウゲンに挑戦」は新型コロナウイルスの影響で中止した。また実施時の一時保育について、これまでの未就学児10人程度の受入れから30人以上の受入れに拡大させ、ひとり親等がより参加しやすい環境を整えた。	2回	東京未来大学、帝京科学大学、文教大学と年度内実施に向け、今後調整していく。新型コロナウイルスの影響を考慮し、ウェブ等新たなツールを活用しての企画・実施体制を含め各大学と検討していく。対象児童全員へのチラシ配付は、周知効果が高く、申込むまでにはいない児童や保護者でも、チラシを目にすること自体が大学を意識するきっかけとなるため、今後も継続していく。拡大した一時保育体制も継続する。	3回	3回	B	シティプロモーション課

【基本目標Ⅳ】生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援 ～特にひとり親家庭への支援～

【評価基準】A:目標に対して80%以上 B:目標の60～80%未満 C:目標の40～60%未満 D:目標の20～40%未満 E:目標の20%未満 ×:実施なし

取組みの方向性	施策	個別事業番号	区分	事業名	事業内容	活動指標名	①令和元年度取組状況	②令和元年度実績	③令和2年度取組予定	④令和2年度目標	計画最終年度目標値(令和3年度)	⑤進捗度	所管課
		22	継続	子どもの居場所づくり事業	区内学習センターのロビーなどを活用して、小中学生が気軽にかつ安全に勉強や読書、おしゃべりなどができる場「フリースペース」を提供します。	フリースペース開設日数	各センターのロビー等を活用し、フリースペースを設置した。(大規模改修1施設除く)	14館 各347日間	継続して各施設でフリースペースを設置する。	14館 各346日間	14館 各346日間	A	生涯学習支援課
		23	拡充	居場所を兼ねた学習支援	保護者が仕事のため、夕方から夜にかけて子どもだけで過ごしている、または、兄弟姉妹が多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な中学生を主な対象として家庭に代わる学習と安心して過ごせる居場所を提供します。将来的に自立した社会生活ができるよう、進学後の高校生にも支援を継続していきます。	居場所を兼ねた学習支援事業利用者数	拠点となる施設4箇所と分室(ランチ)3箇所において、主に中学生に対しマンツーマン指導での学習の機会と安心して過ごせる居場所を提供した。居場所ではNPO法人や社会奉仕団体、地域の団体等の協力を得て、食事や体験活動等を行うことで、中学生等の自己肯定感の向上に取り組んだ。また、登録したものの施設に通ってこない者や、支援が必要にも関わらず登録に至らない者に対し、家庭訪問を通じ保護者を含めた世帯全体に支援を拡大した。	313人	中学生や保護者への相談や助言、家庭訪問による意欲喚起、関係機関等と情報共有を図りながら、中学生の世帯全体を支援していく。特に登録したものの施設に通ってこない者や支援が必要にも関わらず登録に至らない者に対し、学校やSSW、教育相談などと連携を強化していく。また、高校生の進学後の利用ニーズに対応するとともに、進路選択や就労に関する相談に応じ、高校などとも連携の上で、くらしとごとの相談センターで実施するジョブサポートあだちによるセミナー、就労体験、無料職業紹介を活用して将来の具体的な自立を支援していく。	330人	370人	A	くらしとごとの相談センター
取組みの方向性Ⅳ・2 貧困の連鎖の回避のためのひとり親家庭への日常生活支援	施策39 用促進(ひとり親)	1	拡充	ひとり親家庭相談事業(豆の木相談室)	悩みや不安の聴取を通して、ひとり親家庭の問題やニーズの把握と適時的確な対応・メンタルケア、関係機関への連携等を行います。	ひとり親家庭相談事業相談件数(延べ)	区役所内の「豆の木相談室」だけでなく、月3回週末に開催している「サロン豆の木」にも支援員が出向き相談を行った。	310件	「豆の木相談室」だけでなく、週末開催の企画型サロンに支援員が出向き、参加者への相談支援を行う。また、ひとり親家庭向け情報発信ツールの「豆の木メール」でタイムリーに支援情報を提供し、困りごとの解消に繋げていく。	310件	240件	A	親子支援課
		2	継続	経済支援の相談	ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行います。	ひとり親世帯からの生活相談件数(延べ)	ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行った。	232件	適宜実施。ひとり親家庭が、様々な理由により経済的に困窮している場合に相談に応じ、必要な援助を行います。	300件	300件	B	足立福祉事務所各福祉課
	施策40 親子での体験機会創出	3	継続	ひとり親家庭で楽しむ団らん食づくり	親子で、バランスの取れた簡単な献立を楽しく習得できる、心も体も満足できる体験を提供し、参加者同士の交流も図っています。今後は、対象の世帯の要望を反映させ、より充実した内容で実施していきます。	ひとり親家庭で楽しむ団らん食づくり開催回数(参加組数)	新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により3回の実施に留まった。また、参加組数については、中止となった講座への申込分を考慮すると9組であった。参加者の満足度はとても高く、メニューの工夫や参加費(材料費)を見直したことだけに留まらず、調理に親子の交流を含めた実施内容が評価につながったと考える。	3回 (4組)	ひとり親家庭への周知及び参加率向上に向けて、通常の広報に加え、学習支援施設などひとり親家庭と密接につながっているところへピンポイントで周知・PRを強化していく。※1階8組を上限とした先着申込制の講座で、うち4組をひとり親優先枠として設けているが、ひとり親に限定している講座ではない。	6回 (20組)	6回 (48組)	C (E)	区民参画推進課
		4	拡充	ひとり親家庭交流事業(サロン豆の木)	ひとり親同士が、就業、生活、子育て等についての悩み相談や情報交換を通して、仲間づくり、自己有用感の回復、子育て・生活に対する前向きな姿勢を築くことを促進します。	ひとり親家庭交流事業参加世帯数(延べ)	月3回のサロンを33回開催。うち9回は新しい地域で実施した。また、体験型サロンではデイキャンプや芋掘り体験を行った。台風やコロナの影響を受け、予定していた企画の一部が実施できなかった。	273世帯	よりニーズに合った支援を行うため企画型(月2回開催)と相談支援型(月1回開催)の2つの体系でサロンを実施。親子の体験機会の提供だけでなく、相談支援、ひとり親家庭同士の交流促進を強化していく。	480世帯	480世帯	C	親子支援課
		5	拡充	ひとり親家庭交流事業(サロン豆の木)(再掲)	ひとり親同士が、就業、生活、子育て等についての悩み相談や情報交換を通して、仲間づくり、自己有用感の回復、子育て・生活に対する前向きな姿勢を築くことを促進します。	ひとり親家庭交流事業参加世帯数(延べ)	月3回のサロンを33回開催。うち9回は新しい地域で実施した。また、体験型サロンではデイキャンプや芋掘り体験を行った。台風やコロナの影響を受け、予定していた企画の一部が実施できなかった。	273世帯	よりニーズに合った支援を行うため企画型(月2回開催)と相談支援型(月1回開催)の2つの体系でサロンを実施。親子の体験機会の提供だけでなく、相談支援、ひとり親家庭同士の交流促進を強化していく。	480世帯	480世帯	C	親子支援課
	施策42 携による自立促進	6	継続	経営相談	起業を目指す方や経営者を対象に相談できる窓口において、専門の相談員がご相談を受け、国・東京都が実施しているひとり親に対する事業資金及び経営支援の情報提供を行います。	経営相談件数	本庁舎南館4階において、中小企業相談員5名により、一日あたり3名体制(1日3コマ)で経営相談を実施。	739件	本庁舎南館4階において、中小企業相談員5名により、一日あたり3名体制(1日3コマ)で経営相談を実施。	750件	750件	A	企業経営支援課
		7	継続	ひとり親家庭就労支援事業	就労に役立つ資格取得のための助成、ハローワークと連携した就労支援を行います。また、就職・転職セミナーやパソコン教室を実施するほか、ひとり親家庭を対象とした就労支援制度に関する情報をまとめた冊子を作成し、配布します。	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用して就労した人数	就職や転職、資格取得を目指すひとり親が利用できる制度等を紹介するセミナー・講座やレベルに応じて受講できるパソコン講座を計10回・保育付きで実施した。	25人	改訂した「しごととしかくの応援ブック」を活用したセミナーやパソコン講座等を、子育て世帯のひとり親家庭も参加しやすい日程・保育付きで年10回程度実施する。	25人	50人	C	親子支援課

資料2 第9期足立区男女共同参画推進委員会名簿

氏名	現職・専門	期間	備考
石坂 督規	埼玉大学基盤教育研究センター教授	令和元・2年度	委員長
高祖 常子	公募（NPO理事）	令和元・2年度	副委員長
徳永 裕文	弁護士	令和元・2年度	
石川 秋恵	マザーズハローワーク日暮里	令和元・2年度	
内藤 忍	労働政策研究・研修機構副主任研究員	令和元・2年度	
片野 和恵	足立区女性団体連合会	令和元・2年度	
田中 裕子	人権擁護委員	令和元・2年度	
上野 須美代	足立区町会・自治会連合会	令和元・2年度	
野田 睦子	東京都社会保険労務士会足立・荒川支部	令和元・2年度	
小川 節子	西新井法人会	令和元・2年度	
添田 雅子	足立区立小学校PTA連合会	令和元・2年度	
田中 孝子	足立区立中学校PTA連合会	令和元・2年度	
保田 昌徳	WLB認定企業	令和元・2年度	
猪野 純子	公募（会社員）	令和元・2年度	
亀田 彩子	公募（会社員）	令和元・2年度	

令和3年3月発行

発行 足立区

編集 足立区 地域のちから推進部 区民参画推進課

東京都足立区梅田7-33-1

電話 03-3880-5222

Eメールアドレス danjo@city.adachi.tokyo.jp